

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年9月9日

【中間会計期間】 2011年度中（自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
オズワルド J. グリューベル
（Oswald J. Grüberl, Group Chief Executive Officer）
エグゼクティブ・ディレクター ジャン - ピエール・マセイ
（Jean-Pierre Mathey, Executive Director）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット 1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋元 勉

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 藤原 慎也

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」、「当行」又は「UBS」とはユービーエス・エイ・ジーを、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を、また「グループ」とはUBSグループを指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成23年8月11日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン=106.18円及び1米ドル=77.12円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。
また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

平成23年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要 3 課税上の取扱い (4) 日本での課税上の取扱い」を除き、当半期中に本国における法制等に重要な異動はなかった。変更箇所は、以下に下線で示したとおりである。

(4) 日本での課税上の取扱い

(a) 配当所得

株主に支払われるべき配当は、日本の税法上、配当所得として取扱われる。個人株主が、日本における支払の取扱者を通じて当行株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収されたスイスの国または地方公共団体の源泉徴収税額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常は、平成25年12月31日以前は10%（所得税7%および住民税3%）、平成26年1月1日以後は20%（所得税15%および住民税5%）の税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される（この源泉徴収を「支払取扱者源泉徴収」という。）。

個人株主が受領した当行株式の配当については、日本で累進税率（所得税と住民税を合計した最高限界税率は50%）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得となる。但し、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当行の発行済株式の総数の5%以上（当該配当の基準日が平成23年9月30日以前である場合）または3%以上（当該配当の基準日が平成23年10月1日以後である場合）を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、確定申告を要する所得に含めないことができ（これを「配当申告不要制度」という。）、かかる個人株主が当行株式について受領する配当に関しては支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当行株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる課税所得には含まれないこととなり、後述するように、当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。他方、個人株主が、当行株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当行株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、平成25年12月31日以前は10%（所得税7%および住民税3%）、平成26年1月1日以後は20%（所得税15%および住民税5%）である。

所得税の総合課税を受ける場合の確定申告および配当申告分離課税を選択する場合の確定申告において、上記に述べたスイスの源泉徴収税額（もしあれば）は、適用法令に定める要件および制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税額は、適用ある法令に定める要件および制限に従って、申告納付すべき所得税の額から控除される。

法人株主（公共法人等を除く。）が、日本における支払の取扱者を通じて当行株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収されたスイスの国または地方公共団体の源泉徴収税額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、平成25年12月31日以前は7%（所得税）、平成26年1月1日以後は15%（所得税）の税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が受領した当行株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。但し、法人税の確定申告において、スイスにおいて当該配当の支払の際に徴収された源泉徴収税額（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件および制限に従って受けることができる。

(b) 当行株式の売却

個人株主による当行株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様である。

すなわち、個人株主が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等は、原則として20%（所得税15%及び住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となる。株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金

額があるときは、原則として当該損失の金額は生じなかったものとみなされる。ただし、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡した場合は、上場株式等の譲渡に係る以下の特例が適用される。

平成25年12月31日以前の譲渡に限り、申告分離課税の上記20%の税率は10%（所得税7%及び住民税3%）とされる。

上場株式等に係る譲渡損失は、適用法令に定める要件及び制限に従って、原則として申告によりその譲渡日の属する年分における上場株式等の配当所得の金額（配当申告分離課税を選択した場合に限る。）から控除することができる。そして上場株式等の配当所得の金額から控除しきれなかった場合には、適用法令に定める要件及び制限に従って、申告を要件にこの譲渡損失を翌年以降3年間にわたり繰り越し、株式等に係る譲渡所得等の金額、及び上場株式等の配当所得の金額（配当申告分離課税を選択した場合に限る。）から控除することができる。

金融商品取引業者等における特定口座のうち源泉徴収選択口座内に保管の委託等がされている上場株式等に係る譲渡所得等については、源泉徴収を受けて申告不要制度を選択することができる。源泉徴収税率は、平成25年12月31日以前の譲渡に対しては10%（所得税7%及び住民税3%）、平成26年1月1日以後の譲渡に対しては20%（所得税15%及び住民税5%）である。なお、金融商品取引業者等における特定口座のうち源泉徴収選択口座内において上場株式等の配当等を受け取ることを選択したときは、適用法令に定める要件及び制限に従って、この源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額をこの源泉徴収選択口座内における上場株式等の配当等から控除することができる。

法人株主による当行株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当行株式の売却に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金または損金の額に算入される。

(c) 相続税と贈与税

日本に住所を有する個人、または日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人または相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が、相続または遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）が、当行株式を相続した場合または当行株式の遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、外国税額控除が認められる場合がある。

生存贈与により当行株式を取得した実質株主は、日本の相続税法に従い贈与税支払の義務を負う。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) UBSグループ(連結ベース)

（単位：百万スイス・フラン（億円））

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2011年 6月30日	2010年 6月30日	2009年 6月30日	2010年 12月31日	2009年 12月31日
営業収益合計	15,515 (16,474)	18,195 (19,319)	10,740 (11,404)	31,994 (33,971)	22,601 (23,998)
営業費用合計	11,626 (12,344)	12,772 (13,561)	13,621 (14,463)	24,539 (26,056)	25,162 (26,717)
継続事業からの税引前営業利益	3,889 (4,129)	5,424 (5,759)	-2,881 (-3,059)	7,455 (7,916)	-2,561 (-2,719)
UBS株主に帰属する当期純利益	2,822 (2,996)	4,207 (4,467)	-3,376 (-3,585)	7,534 (8,000)	-2,736 (-2,905)
資産合計	1,236,770	1,458,223	1,599,873	1,317,247	1,340,538

	(1,313,202)	(1,548,341)	(1,698,745)	(1,398,653)	(1,423,383)
UBS株主に帰属する持分	47,263 (50,184)	46,017 (48,861)	33,545 (35,618)	46,820 (49,713)	41,013 (43,548)
利益剰余金	22,107 (23,473)	15,959 (16,945)	11,111 (11,798)	19,285 (20,477)	11,751 (12,477)
資本金	383 (407)	383 (407)	323 (343)	383 (407)	356 (378)
希薄化後1株当たり利益 (スイス・フラン(円))(注1)	0.73 (78)	1.10 (117)	-0.96 (-102)	1.96 (208)	-0.75 (-80)
BIS Tier 1資本比率(%)	18.1	16.4	13.2	17.8	15.4
BIS自己資本比率(%)	19.5	20.4	17.7	20.4	19.8
BISリスク加重平均資産	206,224 (218,969)	204,848 (217,508)	247,976 (263,301)	198,875 (211,165)	206,525 (219,288)
営業活動による正味キャッシュ・フロー	-4,984 (-5,292)	36,502 (38,758)	6,953 (7,383)	11,963 (12,702)	54,497 (57,865)
投資活動による正味キャッシュ・フロー	-4,838 (-5,137)	-6,393 (-6,788)	171 (182)	-25,698 (-27,286)	-20,563 (-21,834)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	-8,609 (-9,141)	7,951 (8,442)	-23,803 (-25,274)	1,764 (1,873)	-54,183 (-57,532)
現金及び現金同等物の期末残高	118,668 (126,002)	197,697 (209,915)	168,504 (178,918)	140,822 (149,525)	164,973 (175,168)
従業員数(人)(正社員相当)	65,707	63,876	71,806	64,617	65,233

(注) 各年の6月30日に終了する期間については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記8参照。

(2) UBS AG(親銀行)

(単位: 百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2011年 6月30日	2010年 6月30日	2009年 6月30日	2010年 12月31日	2009年 12月31日
営業利益	- (-)	- (-)	- (-)	4,601 (4,885)	-1,763 (-1,872)
特別項目及び 税引前利益	- (-)	- (-)	- (-)	2,369 (2,515)	-5,600 (-5,946)
当期純利益(損失)	- (-)	- (-)	- (-)	6,123 (6,501)	-5,041 (-5,353)

営業収益	- (-)	- (-)	- (-)	19,402 (20,601)	11,759 (12,486)
資産合計	- (-)	- (-)	- (-)	863,495 (916,859)	847,543 (899,921)
株主持分合計 (利益分配前)	- (-)	- (-)	- (-)	34,719 (36,865)	28,569 (30,335)
資本金	- (-)	- (-)	- (-)	383 (407)	356 (378)

(注) UBSの情報は、中間報告書において公表されていない。

2【事業の内容】

平成23年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

平成23年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

従業員数(2011年6月30日現在の正社員相当)

	(人)
ウェルス・マネジメント&スイス・バンク	27,696
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	16,240
グローバル・アセット・マネジメント	3,789
インベストメント・バンク	17,776
コーポレート・センター	206
<hr/> UBSグループ	<hr/> 65,707

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

ウェルス・マネジメント&スイス・バンク

ウェルス・マネジメント

2011年第2四半期の税引前利益は前四半期から4%増の6億7,200万スイス・フランとなった。営業費用の減少が、運用資産残高の減少及び顧客の活動の減退による収益の減少分を相殺し、さらに上回った。運用資産の粗利益率は97ベース・ポイントであった。新規ネット資金は56億スイス・フランであり、4四半期連続でプラスとなった。

業績：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、手数料収入と受取利息純額の減少を反映して、前四半期の19億2,800万スイス・フランが

ら3%減の18億6,700万スイス・フランとなった。

受取利息純額は前四半期の4億9,300万スイス・フランから2%減の4億8,500万スイス・フランとなった。この減少の一因はスイス・フランの値上りであり、貸出金残高及び顧客預金残高に悪影響を与えた。さらに、現在の低い市場金利が複製ポートフォリオの利回りの低下につながって、受取利息純額に影響を与えた。

受取手数料純額は、スイス・フランの値上りに関連する運用資産残高の大幅減及び顧客の活動の減退により、6,800万スイス・フラン(5%)減少した。2011年6月30日現在、ウェルス・マネジメントの運用資産の31%はユーロ建て、30%は米ドル建てであった。

トレーディング収益純額は、主に資金運用関連活動からの追加収益を反映して、2,700万スイス・フラン増加した。

その他の収益はほとんど変わりなかったが、正味貸倒引当金戻入額は前四半期の900万スイス・フランから200万スイス・フランまで減少した。

営業費用

営業費用は、前四半期の12億8,300万スイス・フランから7%減の11億9,400万スイス・フランとなった。

人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少(前年における変動報酬の過剰な見越計上額に関する減少を含む。)により、前四半期から7%減の8億スイス・フランとなった。この減少は、2011年3月1日付けの昇給及び従業員数の微増分を相殺して、さらに上回った。一般管理費は、見越計上額の一部戻入により、前四半期から1,800万スイス・フラン(6%)減少した。

運用資産の動向：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

新規ネット資金

新規ネット資金は、前四半期の111億スイス・フランの純流入に対して56億スイス・フランの純流入となり、4四半期連続のプラス計上となった。

国際ウェルス・マネジメント部門では、アジア太平洋地域及び新興市場並びに世界全域の超富裕層顧客からの純流入が続き、2011年第1四半期の89億スイス・フランの純流入に対して第2四半期は55億スイス・フランの純流入となった。ヨーロッパのオンショア業務では純流入が続いたが、ヨーロッパのクロスボーダー業務では、主にスイス近隣諸国に関連するクロスボーダー業務からの純流出を計上した。

スイスのウェルス・マネジメント部門は、第1四半期の22億スイス・フランに対し、第2四半期は1億スイス・フランの純流入を計上した。

運用資産

2011年6月30日現在の運用資産は、2011年3月31日現在から430億スイス・フラン減の7,480億スイス・フランとなった。これは主に米ドル及びユーロの対スイス・フラン相場が大幅に下落したことによるものであった。

運用資産の粗利益率

運用資産の粗利益率は、収益が3%減少し、平均運用資産が1%減少したため、2011年第1四半期の98ベース・ポイントに対し、第2四半期は97ベース・ポイントとなった。

従業員：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント部門の従業員数は、2011年3月31日現在の15,997名に対し、2011年6月30日現在では16,110名であった。

第2四半期末現在の顧客アドバイザーの数は、戦略的成長地域における選択的な採用により、前四半期を若干上回る4,203名となった。

業績：2011年上半年期と2010年上半年期の比較

税引前利益は、2010年上半年期の13億5,400万スイス・フランから3%減の13億1,800万スイス・フランであった。

営業収益合計は、2010年上半期と変わらない137億9,500万スイス・フランであった。受取利息純額は、主に資金運用関連収益の増加及び貸出金残高の増加を反映して、16%増加した。この増加は、スイス・フランの値上りと、低い市場金利に伴うマージンの低下により、一部相殺された。

受取手数料純額は、主にスイス・フランの値上りにより平均運用資産ベースが410億スイス・フラン減少したことが主な要因となり、2010年上半期に比べて7%減少した。トレーディング収益は、資金運用関連活動からの追加収益が一因で、2010年上半期を上回った。その他の収益は変化がなかったが、正味貸倒引当金戻入額は2010年上半期のゼロ計上から2011年上半期には1,100万スイス・フランまで増加した。

営業費用は、従業員全体の5%増を反映して人件費が5%増の16億6,300万スイス・フランとなったことが主な要因で、2010年上半期に比べて2%増加した。人件費以外の費用は、インベストメント・プロダクツ&サービス部門により提供されたサービスに関連して、他の事業部門への費用請求額が増加したことが主な要因で、2010年上半期に比べて6%減少した。

リテール&コーポレート

2011年第2四半期の税引前利益は、貸倒引当金繰入額の減少と一定の非経常収益項目により営業収益が増加したため、前四半期から4%増の4億2,100万スイス・フランとなった。さらに、営業費用は第1四半期から2%減少した。

業績：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、主に貸倒引当金繰入額の減少、小規模なダイベストメントによる収益及びパーティシペーションからの配当の増加を反映して、前四半期から1%増の9億7,400万スイス・フランとなった。

受取利息純額は、前四半期を1,500万スイス・フラン下回る5億7,500万スイス・フランとなった。平均貸出金残高及び平均預金残高の増加は、マージンの低下により相殺された。これは、継続的な競争上の圧力及び現在の低い市場金利が、複製ポートフォリオの利回りの低下につながった結果である。

受取手数料純額は、主に特定商品の価格決定に関する調整を反映して、2%増の3億100万スイス・フランとなった。トレーディング収益純額は、前四半期とほとんど変わらない7,800万スイス・フランであった。その他の収益は、小規模な不動産会社へのダイベストメント及び主にSIXスイス取引所におけるパーティシペーションからの配当により、前四半期の800万スイス・フランから2,000万スイス・フランまで増加した。

2011年第1四半期には貸倒引当金繰入額700万スイス・フランを計上したが、第2四半期には貸倒引当金が減少し、ゼロ計上となった。

営業費用

営業費用は、前四半期を1,000万スイス・フラン下回る5億5,200万スイス・フランとなった。

人件費は、2011年3月付けの昇給及び従業員数の微増に関する費用が、変動報酬の見越計上額の減少により相殺されたため、前四半期から500万スイス・フラン減の4億1,700万スイス・フランとなった。一般管理費は、前四半期の2億1,900万スイス・フランから2億1,100万スイス・フランまで減少した。減価償却費は前四半期とほとんど変わらない3,200万スイス・フランであった。

従業員：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

リテール&コーポレート部門の2011年6月30日現在の従業員数は11,586名、2011年3月31日現在は11,545名であった。第2四半期中、接客部門及び中央サービス部門の両方で、少数名の従業員が採用された。

業績：2011年上半期と2010年上半期の比較

2011年上半期の税引前利益は、2010年上半期の9億3,800万スイス・フランに対し、8億2,400万スイス・フランであった。

営業収益合計は、19億7,300万スイス・フランから19億3,900万スイス・フランまで減少した。受取利息純額は、不利な金利環境と現在の競争上の圧力により預貸利ざやが低下したことが主な要因で、2010年上半期から

4%減少した。受取手数料純額は、2010年上半期の6億500万スイス・フランに対し、5億9,600万スイス・フランであった。トレーディング収益純額は、資金運用関連収益の増加が一因で、1億2,100万スイス・フランから1億5,700万スイス・フランまで増加した。その他の収益は、2010年上半期の3,900万スイス・フランに対し、2,800万スイス・フランであった。

貸倒引当金繰入額は、2010年上半期の500万スイス・フランに対し、2011年上半期は700万スイス・フランであった。

2011年上半期の営業費用は、2010年上半期の10億3,400万スイス・フランに対し、11億1,400万スイス・フランであった。人件費は、年金積立費用の増加及び2011年の昇給が主な要因で、8億1,300万スイス・フランから8億3,900万スイス・フランまで増加した。人件費以外の費用は、主に管理費の増加及び他の事業部門への費用請求純額の減少を受けて、5,400万スイス・フラン増加した。人件費以外の費用は、2011年上半期に実施したリテール&コーポレート、ウェルス・マネジメント及びその他の部門間のサービス・レベルに関する合意と配分の見直しに伴い、費用配分キーを改良したことから影響を受けた。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

2011年第2四半期の税引前利益は、2011年第1四半期の1億1,100万スイス・フランから1億4,000万スイス・フランまで増加した。第2四半期の特徴は米ドル建て収益が4%増加したことであり、売却可能金融投資の売却による実現利益2,500万スイス・フランが含まれている。第2四半期には26億スイス・フランの新規ネット資金が計上され、ファイナンシャル・アドバイザーの採用・定着率は引き続き上昇した。

業績：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、前四半期の13億4,700万スイス・フランから5%減の12億8,400万スイス・フランであった。米ドル建てでは、手数料・利息収入の増加及び売却可能証券の売却に伴う実現利益により、営業収益は4%増加した。

受取手数料純額は6%減少したが、運用資産残高の増加に伴う資産ベース手数料の増加に関連して経常的手数料収入が7%増加したため、米ドル建てでは3%増加した。これは、主に株式商品における顧客活動の減退を反映して取引ベース収益が5%減少したことにより、一部相殺された。トレーディング収益純額は、地方債及び課税債券のトレーディング収益の減少を反映して14%（米ドル建てでは6%）減少した。受取利息純額は、証券ベース貸付及び抵当貸付の顧客残高の増加、貸付商品の利回りの上昇、及び米国連邦預金保険会社の保険料の減少により、2%（米ドル建てでは12%）増加した。UBSバンクUSAの売却可能ポートフォリオの金融投資の売却により、第2四半期には前四半期の700万スイス・フランを上回る2,500万スイス・フランの利益を実現し、これを反映してその他の収益は1,300万スイス・フラン増加した。これらの利益は、リスク管理を目的として当行の運用方針のパラメーターの範囲内で投資ポートフォリオのリバランスを実施した結果である。当行はポートフォリオの管理を適宜続けていくが、これは将来において利益又は損失の実現につながる可能性がある。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の12億3,600万スイス・フランから7%減の11億4,400万スイス・フランであった。為替の影響を除外すると、営業費用は1%増加した。

人件費は、前四半期から8%減の9億2,800万スイス・フランであったが、米ドル建てでは1%増加した。ファイナンシャル・アドバイザーの報酬は7%減少したが、収益が増加した結果、米ドル建てでは2%増加した。ファイナンシャル・アドバイザーの採用に関連する報酬コミットメント及び前払報酬のための費用は2%減少したが、米ドル建てでは7%増加した。給与及びその他の人件費は、変動報酬の見越計上額の減少が、発表済みのIT関連の人員削減に関連する退職費用及びオフショアリングへの取組みにより一部相殺された結果、11%（米ドル建てでは3%）減少した。第2四半期末の前払報酬残高は、前四半期末から8%減の31億3,700万スイス・フランとなったが、米ドル建てでは比較的变化がなかった。人件費以外の費用は前四半期の2億3,100万スイス・フランから6%減の2億1,600万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、人件費以外の費用は、主に訴訟費用引当金が前四半期の900万スイス・フランから2,100万スイス・フランまで増加したことにより一般管理費が6%増加したことを反映して、2%増加した。減価償却費は、共通業務不動産につい

て過年度に計上した減損損失の一部を戻し入れたことが主な要因で、20%（米ドル建てでは11%）減少した。

運用資産の動向：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

新規ネット資金

新規ネット資金は、前四半期の36億スイス・フランに対し、第2四半期は26億スイス・フランであった。第2四半期の新規ネット資金は、顧客による毎年の所得税の支払い（これは1年超UBSで勤務しているファイナンシャル・アドバイザーによる純流入額の減少につながった。）によって影響を受けた。ファイナンシャル・アドバイザーの採用数の純増が、第2四半期における新規ネット資金の主な原動力となった。

利息及び配当収入を算入すると、新規資金のネットの流入額は、前四半期の78億スイス・フランに対し、第2四半期は67億スイス・フランとなった。

運用資産

2011年6月30日現在の運用資産は、良好な市場動向及び新規資金のネットの流入により一部相殺されたものの、米ドルに対するスイス・フランの大幅な値上りを反映して、前四半期末を500億スイス・フラン（7%）下回る6,500億スイス・フランとなった。米ドル建てでは、運用資産は2011年3月31日から2%増加した。第2四半期末の運用勘定資産（経常的手数料を得る一任・非一任投資顧問プログラムに相当する。）は、前四半期末の1,860億スイス・フランから1,760億スイス・フランまで減少したが、好調な純新規販売により、米ドル建てでは4%増加した。2011年6月30日現在、運用勘定資産が運用資産合計に占める割合は、2011年3月31日現在と変わらない27%であった。

運用資産の粗利益率

スイス・フラン建て運用資産の粗利益率は、前四半期から2ペーシス・ポイント低下して76ペーシス・ポイントとなった。これは、収益が5%減少した一方で平均運用資産が3%減少したためである。米ドル建てでは、運用資産の粗利益率は、収益の4%増が平均運用資産の2%増を上回ったため、2ペーシス・ポイント上昇して79ペーシス・ポイントとなった。この上昇は手数料・利息収入の増加を反映し、取引収益及びトレーディング収益の減少によって一部相殺されている。さらに、売却可能金融投資の売却による実現利益の増加も、粗利益率の改善に1ペーシス・ポイント寄与した。

従業員：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント・アメリカズの2011年6月30日現在の従業員数は、2011年3月31日現在から6名増の16,240名であった。ファイナンシャル・アドバイザーの数は、新規及び経験のあるファイナンシャル・アドバイザーの採用並びに自然減（過去最低に近い水準まで改善された。）を反映して、過去4四半期にわたって漸増している。ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの数は、前四半期末から51名増加して、第2四半期末は6,862名となった。ファイナンシャル・アドバイザー以外の従業員数は、コーポレート・センターの共通業務従業員の配分が減少したため、前四半期末から45名減の9,378名となった。

業績：2011年上半期と2010年上半期の比較

ウェルス・マネジメント・アメリカズの業績は大幅に改善され、2010年上半期には5,200万スイス・フランの税引前損失（1億6,700万スイス・フランの事業再編費用を含む。）を計上したのに対し、2011年上半期には2億5,200万スイス・フランの税引前利益を上げた。

営業収益は、2010年上半期の28億4,700万スイス・フランから8%減の26億3,100万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、貸付残高の増加と利回りの上昇に伴う資産ベース手数料の増加、好調な取引収益及び受取利息の増加により、営業収益は12%増となった。さらに、2011年上半期の営業収益には、UBSバンクUSAの売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益3,200万スイス・フランが含まれていた。

営業費用は2010年上半期の28億9,900万スイス・フランから18%減の23億8,000万スイス・フランであった。2010年上半期の営業費用には、人員削減に関連する事業再編費用4,000万スイス・フラン及び不動産の評価減に関連する同費用1億2,700万スイス・フランが含まれていた。米ドル建ての営業費用は、収益の増加に伴うファイナンシャル・アドバイザー報酬の増加、変動報酬の見越計上額の増加、及びファイナンシャル・ア

ドバイザーの採用に関連する報酬コミットメント及び前払報酬費用の増加が、ファイナンシャル・アドバイザー以外の人材の給与費用、訴訟費用引当金、減価償却費用及び事業再編費用の減少によりほぼ相殺されたため、2010年上半年と実質的に変わりなかった。

グローバル・アセット・マネジメント

グローバル・アセット・マネジメントの税引前利益は、2011年第1四半期の1億2,400万スイス・フランに対し、2011年第2四半期は1億800万スイス・フランであった。これは二つの主な要因によるものであり、一つ目はオルタナティブ投資及びクオンツ運用における実績報酬の減少、二つ目は、スイス・フランの値上りが運用資産ベースに悪影響を与え、従って運用手数料純額にも悪影響を与えたことであった。収益の減少は人件費の減少により一部相殺された。

業績：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

営業収益

第2四半期の営業収益合計は、前四半期の4億9,600万スイス・フランに対し、4億4,400万スイス・フランであった。これは、オルタナティブ投資及びクオンツ運用における実績報酬の減少と、スイス・フランのさらなる値上りによる平均運用資産ベースの減少に伴って運用手数料純額が減少したことが主な要因であった。営業収益合計の減少は、世界中の不動産の取引手数料の増加により、若干相殺された。

営業費用

営業費用合計は、スイス・フランの値上りによってほとんどの費用科目において減少が生じたため、前四半期の3億7,300万スイス・フランに対し、第2四半期は3億3,700万スイス・フランであった。人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少により、前四半期の2億5,900万スイス・フランから2億3,600万スイス・フランまで減少した。一般管理費も、主に建物費用の減少により、前四半期の1億200万スイス・フランから9,200万スイス・フランまで減少した。

運用資産の動向：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

新規ネット資金

第2四半期における新規資金のネットの流入額は、前四半期の56億スイス・フランに対して11億スイス・フランとなった。マネー・マーケットにおける流出入を除くと、新規資金のネットの流入額は、前四半期の72億スイス・フランに対して35億スイス・フランであった。

第三者からの新規資金のネットの流入額は、前四半期の58億スイス・フランに対して48億スイス・フランであった。これは、UBSウェルス・マネジメント部門の顧客からの純流出額37億スイス・フラン（前四半期の純流出額は2億スイス・フランであった。）によって一部相殺された。第1四半期におけるUBSウェルス・マネジメント部門の顧客からの新規ネット資金には、マルチ・マネジャーによるオルタナティブ・ファンドの運用責任を、ウェルス・マネジメント&スイス・バンクからグローバル・アセット・マネジメントに移管したことに関連する18億スイス・フランが含まれていた。ウェルス・マネジメント&スイス・バンクは当該ファンドに投資した顧客へのアドバイスを続けているため、これらの資産は両事業部門の運用資産として計上されている。

マネー・マーケットにおける流出入を除いた第三者からの純流入額は57億スイス・フランであり、UBSウェルス・マネジメント部門の顧客からの純流出額22億スイス・フランにより一部相殺されている。

運用資産

運用資産は、2011年3月31日現在の5,690億スイス・フランに対し、2011年6月30日現在は5,360億スイス・フランであった。この減少は、ほとんど全額が為替差損によるものであった。2011年6月30日現在の運用資産のうち、2011年3月31日現在と同じ840億スイス・フラン（16%）が短期金融市場資産であった。地域別では、運用資産のうち35%はスイス、30%は南北アメリカ、19%はヨーロッパ・中東・アフリカ、16%はアジア太平洋の顧客に関するものであった。

運用資産の粗利益率

第2四半期の粗利益率は、実績報酬が減少した結果、前四半期の35ベース・ポイントに対して32ベース・ポイントとなった。

事業分野別業績：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

従来型運用業務

収益は、スイス・フランの値上りが運用資産ベースに与えた影響による運用手数料純額の減少が主な要因で、前四半期の3億100万スイス・フランに対し、第2四半期は2億8,400万スイス・フランとなった。粗利益率は前四半期の25ベース・ポイントに対し、24ベース・ポイントであった。

新規資金のネットの流入額は、前四半期の37億スイス・フランに対し、8億スイス・フランであった。マネー・マーケットにおける流入を除くと、新規資金のネットの流入額は、前四半期の53億スイス・フランに対し、第2四半期は32億スイス・フランであった。株式運用業務の純流入額は、前四半期の59億スイス・フランに対し、主にパッシブ運用株式への流入による7億スイス・フランであった。債券運用業務の純流入額は、主にグローバル債券及び米国債券への流入により、前四半期の8億スイス・フランから、第2四半期には25億スイス・フランまで増加した。マルチ・アセット業務の新規ネット資金は、前四半期は14億スイス・フランの純流出であったのに対し、第2四半期はゼロ計上であった。

運用資産は、スイス・フランの値上りが主な要因となり、2011年3月31日現在の4,950億スイス・フランに対し、2011年6月30日現在は4,660億スイス・フランであった。マンドートの種類別では、運用資産のうち1,500億スイス・フランは株式運用、1,260億スイス・フランは債券、840億スイス・フランはマネー・マーケット、1,060億スイス・フラン（オルタナティブ投資及びクオンツ運用、グローバル不動産投資又はインフラ投資による運用ではないオルタナティブ投資60億スイス・フランを含む。）はマルチ・アセットに関するものであった。

オルタナティブ投資及びクオンツ運用

第2四半期の収益は、前四半期の8,800万スイス・フランに対し、主に実績報酬の減少により、5,000万スイス・フランとなった。同時に、粗利益率は前四半期の99ベース・ポイントに対し、第2四半期は57ベース・ポイントまで低下した。

新規ネット資金は、前四半期には17億スイス・フランの純流入を計上したのに対し、主にマルチ・マネジャー・ファンドからの流出により、第2四半期は9億スイス・フランの流出を計上した。第1四半期の新規ネット資金には、上記の通りマルチ・マネジャーによるオルタナティブ・ファンドの運用責任を移管したことに関連する18億スイス・フランの流入が含まれていた。ウェルス・マネジメント&スイス・バンクは当該ファンドの顧客へのアドバイスを続けているため、これらの資産は両事業部門の運用資産として報告されている。

運用資産は、為替の悪影響及び新規資金のネットの流出により、2011年3月31日現在の370億スイス・フランに対し、2011年6月30日現在は330億スイス・フランとなった。

グローバル不動産投資

収益は、前四半期の6,100万スイス・フランに対し、第2四半期は主に取引手数料の増加により、6,500万スイス・フランとなった。粗利益率は前四半期の68ベース・ポイントに対し、第2四半期は72ベース・ポイントであった。

新規資金のネットの流入額は、前四半期の2億スイス・フランに対し、ほとんどは主要なスイス及び米国のストラテジーへの流入により、第2四半期は6億スイス・フランとなった。

2011年6月30日現在の運用資産は、2011年3月31日現在と同じ360億スイス・フランであった。

インフラ投資

収益は、前四半期の300万スイス・フランに対し、第2四半期は400万スイス・フランであった。

新規資金のネットの流入額は、前四半期のゼロ計上に対し、主に国際ファンドへの流入により、5億スイス・フランとなった。

2011年6月30日現在の運用資産は、2011年3月31日現在と同じ10億スイス・フランであった。

ファンド・サービス

収益は、前四半期の4,300万スイス・フランに対し、平均管理資産の減少に伴う運用手数料の減少が主な要因で、第2四半期は4,100万スイス・フランとなった。管理資産の粗利益率は前四半期と変わらない4ベース・ポイントであった。

新規管理資産のネットの流出額は、前四半期の83億スイス・フランの流入に対し、第2四半期は1億スイス・フランの流出となった。これはUBSファンドからの35億スイス・フランの純流出（前四半期は25億スイス・フランの純流入）が、第三者ファンドからの34億スイス・フランの純流入（前四半期から58億スイス・フランの減少）によって大幅に相殺された結果である。

管理資産合計は、2011年3月31日現在の4,030億スイス・フランに対し、為替損により、2011年6月30日現在は3,830億スイス・フランとなった。

従業員：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

2011年6月30日現在の従業員数は、2011年3月31日現在と変わらない13,789名であった。

業績：2011年上半年期と2010年上半年期の比較

2011年上半年期の税引前利益は、2010年上半年期の2億5,400万スイス・フランに対し、2億3,100万スイス・フランであった。営業収益合計は、2010年上半年期の10億4,300万スイス・フランから9億4,000万スイス・フランまで減少した。これは主に運用手数料純額の減少が、実績報酬の増加によって若干相殺された結果である。運用手数料純額の減少は、主にスイス・フランの値上りによるものであった。従来型運用業務の収益は、上記の為替効果により運用手数料が悪影響を受けたため、2010年上半年期の6億5,600万スイス・フランに対し、2011年上半年期は5億8,500万スイス・フランであった。オルタナティブ投資及びクオンツ運用の収益は、2010年上半年期は1億5,600万スイス・フランであったが、上記の為替損が実績報酬の増加分を相殺してさらに上回ったため、2011年上半年期は1億3,800万スイス・フランとなった。グローバル不動産投資の収益は、主に実績報酬の増加により、2010年上半年期の1億1,800万スイス・フランから、2011年上半年期は1億2,600万スイス・フランまで増加した。インフラ投資の収益は、2010年上半年期と同じ700万スイス・フランであった。ファンド・サービスの収益は、主に上記の為替効果により、2010年上半年期の1億700万スイス・フランから、2011年上半年期は8,400万スイス・フランまで減少した。

営業費用合計は、人件費の減少が主な要因となり、2010年上半年期の7億8,900万スイス・フランから、2011年上半年期は7億900万スイス・フランまで減少した。

運用実績

2011年第2四半期中、UBSの主要なエクイティ・ストラテジーの過半数（8つのうち5つ）は、それぞれのベンチマークを上回る実績を上げた。一方、関連するピアグループの平均リターンは、表に示した8つのうち7つのストラテジーのベンチマークを下回った。長期実績は好調を維持しており、3年間と5年間については、半数を明らかに上回るエクイティ・ストラテジーがそれぞれのベンチマークを上回った。債券は、2010年通年と2011年第1四半期は好調であったが、その後はより厳しい状況となった。ユーロ建てソブリン市場に関する懸念が続き、リスク回避行動が増大する環境の中で、長期的リスク・ポジションの価値は一般的に下がっている。第2四半期中、いくつかの主要な債券ストラテジーはベンチマークを下回ったが、長期実績は好調を維持した。グローバル投資ソリューションのマルチアセット・ストラテジーはベンチマークを上回る実績で第2四半期を締めくくり、1年間の実績は特に好調であった。市場配分がこれらの期間の実績に寄与した一方で、通貨ストラテジーは第2四半期にはマイナス要因となったが、長期についてはプラス要因となった。

オルタナティブ・ストラテジー（表には示されていない。）の中では、不動産ストラテジーで全般的に良好な実績が続き、直接インフラ投資のリターンは目標水準に達した。オルタナティブ投資及びクオンツ運用の運用実績は堅調であったが、多額の運用手数料を生み出すほど好調ではなかった。

インベストメント・バンク

2011年第2四半期の税引前利益は、2010年第2四半期の13億1,400万スイス・フランに対し、3億7,600万スイス・フランであった。自己クレジットを除いた税引前利益は、主に全事業部門における収益の減少を反映し

て、2010年第2四半期の7億1,900万スイス・フランに対し、4億100万スイス・フランとなった。

業績：2011年第2四半期と2010年第2四半期の比較

営業収益合計（報告額）

営業収益合計は、2010年第2四半期の41億100万スイス・フランに対し、2011年第2四半期は26億400万スイス・フランであった。

収益合計

収益合計は、2010年第2四半期の35億4,600万スイス・フランに対し、2011年第2四半期は26億1,500万スイス・フランであった。全部門、特にフィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ部門（以下「FICC部門」という。）と株式部門において、収益が減少した。

貸倒引当金繰入額 / 戻入額

2010年第2四半期には3,900万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上したのに対し、2011年第2四半期は1,500万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上した。2011年第2四半期における戻入額は、主として、最終的価値の上昇と売却に伴う評価増が主な要因となった学生ローン・オークション・レート証券のクレジットの評価増に関するものであった。2010年第2四半期には、学生ローン・オークション・レート証券は貸倒引当金繰入額の主な要因であった。

自己クレジット

2011年第2四半期には、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジットからの損失2,500万スイス・フランを計上した。

第2四半期中、為替の変動が当初の認識から現時点までの自己クレジットに及ぼす量的効果を捕捉するよう、自己クレジットの計算方法が是正された。この是正により、自己クレジット損失7,700万スイス・フランが計上された。さらに、当行の信用スプレッドの変動に対する感応度が低いと認識されてきた一定の担保差入負債にも変動が生じた。これにより、取引高に関連する自己クレジット損失3,700万スイス・フランが計上された。これらの調整額は、第2四半期中の信用スプレッドの拡大により生じた自己クレジット利益を相殺し、さらに上回った。ただし、かかる調整額1億1,400万スイス・フランは、これに相当する相殺効果のある利益が証券事業（ほとんどはFICC部門）において計上されたため、インベストメント・バンクの税引前実績には影響を与えなかった。2010年第2四半期には、当行の信用スプレッドの拡大により、5億9,500万スイス・フランの自己クレジット利益が計上された。

事業分野別営業収益

2011年第1四半期中、当行は、コモディティーズ及びリスク管理プレミアムの報告について、2つの構造上の変更を実施した。リスク管理プレミアムは顧客へのローン提供に際して発生する費用であり、関連エクスポージャーのヘッジ・コストを反映する。当該変更は重大なものではなく、従って部門レベルでの修正再表示は不要であった。しかし、事業分野別業績の説明を補足するため、関連箇所において当該変更に関する言及を行った。

以下の説明に概略を示す通り、3つの事業分野すべてが、スイス・フランの値上りから重大な影響を受けた。

投資銀行部門

2011年第2四半期の収益合計は、2010年第2四半期の4億7,800万スイス・フランに対し、4億1,000万スイス・フランであった。これは、上記の通り配分が変更されたリスク管理プレミアム（2010年第2四半期を上回った。）及びスイス・フランの値上りによるものであった。アドバイザー業務収益及び資本市場業務収益は、合計で10%増加した。

アドバイザー業務収益は、2011年第2四半期に数件の大きな取引が完了したことにより、2010年第2四半期の1億5,300万スイス・フランから54%増の2億3,600万スイス・フランとなった。

資本市場業務収益は、2010年第2四半期の4億スイス・フランに対し、3億7,100万スイス・フランであった。株式資本市場業務の収益は、2010年第2四半期の2億800万スイス・フランから1億5,900万スイス・フランまで減少したが、このうち最も大きく減少したのは南北アメリカであった。債券資本市場業務の収益は、レ

バレジド・ファイナンス業務の好調により、2010年第2四半期の1億9,300万スイス・フランから10%増の2億1,200万スイス・フランとなった。

その他の手数料収入及びリスク管理収益は、2010年第2四半期のマイナス7,500万スイス・フランに対し、2011年第2四半期はマイナス1億9,700万スイス・フランであった。この減少は、リスク管理プレミアムの増加及び上記したリスク管理プレミアムの配分の変更が、方法の変更のプラス効果によって一部相殺されたことが主な要因であった。

証券事業

証券事業の収益は、2010年第2四半期の30億6,800万スイス・フランから、22億400万スイス・フランまで減少した。

株式部門

株式部門の収益は、すべての事業分野に悪影響を与えたスイス・フランの値上りが主な要因で、2010年第2四半期の13億6,500万スイス・フランから10億5,400万スイス・フランまで減少した。

現物株式業務の収益は、2010年第2四半期の4億8,200万スイス・フランから3億9,800万スイス・フランまで減少した。これは、トレーディング取扱量の減少に伴う手数料収入の減少が、トレーディング実績の改善により一部相殺された結果である。

デリバティブ及び株式連動収益は、2010年第2四半期に比べてトレーディング条件が一層厳しくなったため、4億9,700万スイス・フランから3億4,800万スイス・フランまで減少した。

プライム・サービス業務の収益は、残高の増加とトレーディング実績の改善がスプレッドの縮小によって相殺された結果、2010年第2四半期の2億9,600万スイス・フランから2億8,300万スイス・フランまで減少した。グローバル決済及び実行業務の取扱量は、2010年第2四半期に比べて減少した。

その他の株式業務収益は、2010年第2四半期から6,400万スイス・フラン減の2,600万スイス・フランであった。これは、2010年第2四半期にシカゴ・オプション取引所の株式会社化に関する利益4,700万スイス・フランを計上していたことが主な要因である。

フィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ (FICC) 部門

FICC部門の収益は、その他のFICC業務収益が4億3,500万スイス・フラン減少したこと及びスイス・フランの値上りが主な要因で、2010年第2四半期の17億300万スイス・フランから11億5,000万スイス・フランまで減少した。ユーロ圏における危機が投資家の信認を損ない、リスク回避の増大や顧客活動の減退につながった結果、市況は低迷し、不安定となった。FICC部門の収益は、上記した自己クレジットの決定方法の調整に関する利益からプラスの影響を受けた。

クレジット業務の収益は、スイス・フランの値上りの悪影響を受け、2010年第2四半期の4億6,400万スイス・フランから4億100万スイス・フランまで減少した。ヨーロッパにおけるクレジット・フロー・トレーディングの減少と、貸付残高の減少及びスプレッドの縮小による企業向け融資業務収益の減少が、ストラクチャード・クレジット業務の好調な業績を相殺し、さらに上回った。

マクロ業務の収益は、スイス・フランの値上りの影響を受け、2010年第2四半期の6億6,400万スイス・フランから5億4,100万スイス・フランまで減少した。金利取引業務は、非線型金利取引業務収益の増加により利益を受けたが、顧客の活動の減退を主な要因とする線型金利取引業務収益の減少により相殺された。2010年第2四半期には市場は非常に不安定であったが、2011年第2四半期にはこれは繰り返されず、スプレッドの利用機会が減ったため、外国為替業務の収益は減少した。

新興市場業務の収益は、すべての地域、特にヨーロッパにおいて増加し、2010年第2四半期の7,300万スイス・フランから、ほぼ2倍の1億4,100万スイス・フランまで増加した。これは外国為替業務の実績の改善によるものであった。

その他のFICC部門収益は、2010年第2四半期の5億200万スイス・フランに対し、2011年第2四半期は6,700万スイス・フランであった。2011年第2四半期の収益には、当行のデリバティブ・ポートフォリオの借方評価調整に関する7,800万スイス・フラン及び当行のコモディティーズ業務からの利益が含まれている。一方、2010年第2四半期の収益には、当行のクレジット・デフォルト・スワップのスプレッドの拡大に伴うデリバティブ・ポートフォリオの借方評価調整に関する3億スイス・フランと、残存リスク・ポジションからの2億スイス・フランが含まれていた。

営業費用

営業費用合計は、スイス・フランの値上りが一因で、2010年第2四半期の27億8,800万スイス・フランに対し、2011年第2四半期は22億2,900万スイス・フランとなった。人件費は変動報酬の見越計上額の減少が要因で減少した。さらに、2010年第2四半期の人件費には、英国の銀行賞与特別税に対する費用請求額2億2,800万スイス・フランが含まれていたが、2011年第2四半期には同費用は発生しなかった。一般管理費は、多くの費用区分にわたる減少と英国の付加価値税の一時的な減少が、引当金の増加により一部相殺された結果、2010年第2四半期の6億9,100万スイス・フランから6億2,000万スイス・フランまで減少した。

従業員：2011年第2四半期と2010年第2四半期の比較

インベストメント・バンク部門の従業員数は、2010年6月30日現在の16,552名から1,224名増加して、2011年6月30日現在では17,776名となった。2011年第1四半期から、コーポレート・センターの従業員に関する配分方法が変更され、インベストメント・バンクへの従業員の配分が613名増加した。さらに、従業員数の増加には新規雇用が含まれるが、自然減と、インベストメント・プロダクツ&サービス部門の形成の一環としてウェルズ・マネジメント&スイス・バンクに約280名が異動したことにより、一部相殺された。

業績：2011年上半年と2010年上半年の比較

税引前利益は、2010年上半年の25億400万スイス・フランに対し、2011年上半年は12億1,100万スイス・フランであった。自己クレジットを除く税引前利益は、2010年上半年の21億5,600万スイス・フランに対し、2011年上半年は13億6,800万スイス・フランであった。収益合計は、2010年上半年の75億7,000万スイス・フランに対し、2011年上半年は61億9,200万スイス・フランであった。正味貸倒引当金戻入額は、2010年上半年の7,300万スイス・フランに対し、2011年上半年は1,500万スイス・フランであった。2010年上半年には公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジットからの利益3億4,800万スイス・フランを計上したのに対し、2011年上半年は同損失1億5,800万スイス・フランを計上した。

投資銀行部門の収益は、2010年上半年の10億8,200万スイス・フランから8億7,700万スイス・フランまで減少した。アドバイザリー業務収益は、2011年上半年に数件の大きな取引が完了したことにより増加したが、資本市場業務収益及びその他の手数料収入の減少とリスク管理プレミアムの増加がこれを相殺し、さらに上回った。

証券事業の中では、株式部門の収益が、2010年上半年の26億2,000万スイス・フランから23億6,400万スイス・フランまで減少した。これは、市場取扱量の減少とスイス・フランの値上りが収益に対して継続的に悪影響を及ぼしたためである。FICC部門の収益は、マクロ業務及びその他のFICC業務の減収並びに為替損が、クレジット業務及び新興市場業務における増収を相殺し、さらに上回ったため、2010年上半年の38億6,700万スイス・フランから29億5,100万スイス・フランまで減少した。

営業費用は、スイス・フランの値上りが一因で、2010年上半年の54億8,700万スイス・フランに対し、2011年上半年は48億3,900万スイス・フランとなった。人件費は、2010年上半年の39億9,200万スイス・フランに対し、主に変動報酬の見越計上額の減少と2010年上半年に計上した英国の銀行賞与特別税により、2011年上半年は33億8,700万スイス・フランとなった。一般管理費は、2010年上半年の12億9,100万スイス・フランから12億5,400万スイス・フランまで減少した。

コーポレート・センター

2011年第2四半期の継続事業からの税引前損益は、6,300万スイス・フランの損失計上であった。これに対し、前四半期は1億1,600万スイス・フランの利益を計上したが、これにはSNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの再評価に係る1億9,200万スイス・フランの利益が含まれていた。

業績：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

営業収益

コーポレート・センターの営業収益は、前四半期には1億6,300万スイス・フランのプラス計上であったが、第2四半期は200万スイス・フランのマイナス計上となった。2011年第1四半期にはSNBスタブファンド株

式を取得する当行オプションの再評価により1億9,200万スイス・フランの利益を計上したのに対し、第2四半期の同利益は1,300万スイス・フランであった。

事業部門への配分後にコーポレート・センターに残存する資金運用収益は、2011年第1四半期には1,300万スイス・フランの損失計上であったが、第2四半期は1,200万スイス・フランの利益計上となった。これは主に、キャッシュ・フロー・ヘッジに関連して使用されるヘッジの非有効部分の測定法の変更によるクレジット純額が、第2四半期以降行っている事業部門への資金運用関連活動からの収益の追加配分によって一部相殺された結果である。

営業費用

コーポレート・センターの営業費用は、事業部門にサービスを配分する前の合計ベースでは、前四半期の19億9,400万スイス・フランから18億9,800万スイス・フランまで減少した。人件費は前四半期から比較的变化のない9億5,300万スイス・フランであったが、これは、変動報酬の見越計上額の減少が2011年3月1日付けの年次昇給とグループ・テクノロジーにおける人員削減に関する費用の全体的な効果を相殺したためである。一般管理費は、コーポレート不動産への引当金の減少が、コミュニケーション及びブランド確立費用の増加により一部相殺されたため、6%減の7億9,200万スイス・フランとなった。減価償却費は、減損損失の戻入により、前四半期を下回った。

コーポレート・センターでは、事業部門に配分する前の費用合計のうち約60%はスイス・フラン以外の通貨で発生している。

事業部門に請求された共通業務費用純額は、前四半期を1億1,100万スイス・フラン下回る18億3,700万スイス・フランであった。事業部門への配分後に残存する営業費用合計は、前四半期の4,600万スイス・フランに対し、6,100万スイス・フランであった。これらの費用は、主にグループのガバナンス機能及びその他のコーポレート項目の営業費用に関連するものであった。

従業員

2011年第2四半期末現在のコーポレート・センターの従業員数は19,667名であり、このうち19,460名は、使用したサービスに基づいて各事業部門に配分された。残りの206名はグループのガバナンス機能及びその他のコーポレート項目に関連する従業員であった。

業績：2011年上半期と2010年上半期の比較

継続事業からの税引前損益は、2010年上半期の4億2,500万スイス・フランに対し、2011年上半期は5,300万スイス・フランの利益であった。

営業収益は3億8,700万スイス・フラン減少した。グループ財務部門の収益は、2010年上半期の1億1,800万スイス・フランの利益計上に対し、2011年上半期は100万スイス・フランの損失を計上した。これは、信託優先証券の償還と、外国通貨エクスポージャーのヘッジ利益を事業部門に配分したことが主な要因であった。さらに、2010年上半期の収益には、ニューヨークに事務所スペースを保有する関連会社に対する投資の売却益1億8,000万スイス・フランが含まれていた。SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの評価にかかる利益は、2010年上半期の2億9,900万スイス・フランに対し、2011年上半期は2億500万スイス・フランであった。

事業部門への配分前費用は、2010年上半期の41億1,900万スイス・フランから、2011年上半期は38億9,200万スイス・フランまで減少した。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

平成23年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成23年5月

31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

5【経営上の重要な契約等】

事業の多角的性質により該当事項なし。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

UBSグループの業績

UBS株主に帰属する当期純利益は、2011年第1四半期の18億700万スイス・フランに対し、2011年第2四半期は10億1,500万スイス・フランであった。スイス・フランの値上りが一因でほとんどの事業で収益が減少し、特にインベストメント・バンクのフィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ（FICC）部門のトレーディング収益が減少した。この減少はグループの人件費及び一般管理費の減少により一部のみ相殺された。さらに、第2四半期の損益には、非支配持分（優先証券に対する配当）に帰属する多額の純利益が含まれている。

営業収益：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

営業収益合計は、前四半期の83億4,400万スイス・フランに対し、第2四半期は71億7,100万スイス・フランであった。

報告セグメント別営業収益

ウェルス・マネジメントの営業収益合計は、主に受取手数料純額の減少を反映して、前四半期の19億2,800万スイス・フランから3%減の18億6,700万スイス・フランとなった。

リテール&コーポレートの営業収益合計は、貸倒引当金繰入額の減少、小規模なダイベストメントによる収益及びパーティシペーションからの配当の増加が主な要因で、前四半期から1%増の9億7,400万スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの営業収益合計は、前四半期の13億4,700万スイス・フランから5%減の12億8,400万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、手数料・利息収入の改善及び売却可能証券の売却に伴う実現利益の増加により、営業収益は4%増加した。

グローバル・アセット・マネジメントの営業収益合計は、2011年第1四半期の4億9,600万スイス・フランに対して4億4,400万スイス・フランとなった。これは、スイス・フランのさらなる値上りによって平均運用資産ベースが減少した結果、オルタナティブ投資及びクオンツ運用における実績報酬と運用手数料純額が減少したことが主な要因であった。

インベストメント・バンクの営業収益合計は、すべての業務、特にFICC部門における収益の減少を反映して、前四半期の34億4,500万スイス・フランに対して第2四半期は26億400万スイス・フランとなった。

コーポレート・センターの営業収益は、2011年第1四半期には1億6,300万スイス・フランのプラス計上であったのに対し、第2四半期は200万スイス・フランのマイナス計上となった。これは、SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの再評価にかかる利益が、前四半期の1億9,200万スイス・フランから1,300万スイス・フランまで減少したことが主な要因であった。

受取利息純額及びトレーディング収益

以下の通り、受取利息及びトレーディング収益について事業活動別に分析する。

トレーディング業務からの純収益

トレーディング業務からの純収益は、前四半期の24億7,800万スイス・フランに対し、第2四半期は18億3,500万スイス・フランとなった。

株式トレーディング収益は、ほとんどの業務で前四半期を下回った。FICC部門のトレーディング収益は、市場の不確実性の増大により信用スプレッドが拡大する中で、フロー・トレーディングが減少したため、クレジット業務において最も著しく減少した。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジットは、前四半期には1億3,300万スイス・フランの費用計上であったのに対し、第2四半期には2,500万スイス・フランの費用を計上した。計算方法の修正に関連する自己クレジットの損失は、第2四半期中の当行の信用スプレッドの拡大による自己クレジットの利益を相殺し、さらに上回った。インベストメント・バンクのその他のFICC業務のデリバティブについて計上された借方評価調整は、前四半期には3,800万スイス・フランのマイナス計上であったのに対し、第2四半期は7,800万スイス・フランのプラス計上となった。

マージン業務からの純収益

マージン業務からの純収益は、前四半期の12億900万スイス・フランから第2四半期には11億9,100万スイス・フランとなった。この減少は、競争上の圧力と低金利に影響を受けたマージンの低下が主な要因であった。

資金業務及びその他の業務からの純収益

資金業務及びその他の業務からの純収益は、前四半期の2億9,800万スイス・フランに対し、第2四半期は1億3,800万スイス・フランであった。

2011年第1四半期には、SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの評価にかかる1億9,200万スイス・フランの利益が含まれていたが、第2四半期は1,300万スイス・フランの利益であった。

貸倒引当金繰入額 / 戻入額

当行は、2011年第1四半期の300万スイス・フランに対し、第2四半期には1,600万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上した。

インベストメント・バンクは、2011年第1四半期の100万スイス・フランに対し、第2四半期には1,500万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上した。これは主に、学生ローン・オークション・レート証券に係る貸倒引当金の減少によるものであった。

ウェルス・マネジメント&スイス・バンクは、2011年第2四半期には前四半期と変わらない200万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上した。

受取手数料純額

受取手数料純額は、前四半期の42億4,000万スイス・フランに対して、第2四半期は38億7,900万スイス・フランであった。

- 引受手数料は、前四半期と変わらない3億5,500万スイス・フランであった。
- M&A及び企業金融業務の手数は、第2四半期に完了した重要な取引が前四半期より少なかったため、前四半期の2億7,600万スイス・フランから減少して、2億4,000万スイス・フランとなった。
- 委託手数料(純額)は、顧客の活動が低水準であった結果、取引高が減少したため、前四半期の10億1,100万スイス・フランに対し、7億7,200万スイス・フランとなった。
- 投資信託手数料は、第2四半期の資産ベース収益及び販売ベース収益がともに減少したため、前四半期の9億6,600万スイス・フランから減少して9億2,700万スイス・フランとなった。
- ポートフォリオ運用手数料及び顧問手数料は、前四半期の14億5,400万スイス・フランから13億9,400万スイス・フランまで減少した。これは、グローバル・アセット・マネジメント、特にオルタナティブ投資及びクオンツ運用において実績報酬が減少したことと、平均資産ベースの減少によりウェルス・マネジメント&スイス・バンクにおける手数料が減少したことが主な要因であった。

その他の収益

その他の収益は、前四半期の1億1,700万スイス・フランに対し、第2四半期は1億1,200万スイス・フランであった。

2011年第1四半期のその他の収益には、貸出金及び債権の売却益(オークション・レート証券の売却及び発行者による償還を含む。)4,300万スイス・フランが含まれていたのに対し、第2四半期の同利益は3,800万スイス・フランであった。売却可能金融投資の売却益純額は、主にウェルス・マネジメント・アメリカズによる売却益の増加により、前四半期の2,600万スイス・フランから第2四半期には5,400万スイス・フランと

なった。第2四半期における連結子会社の売却による純損失は2,300万スイス・フランであり、主に外貨換算差損（連結除外に際して資本から損益計算書に再分類された。）からなるものであった。

為替動向が当行の業績の報告額に与える影響

2011年第2四半期中、継続的な市場の不安定性、ユーロ圏のソブリン債に関する懸念及び現在の地政学的な不確実性がリスク回避行動を招き、多くの投資家が、安全な避難先を求めてスイス・フランに殺到した。これらの要因に、米国の財政赤字に関する懸念の高まりやグローバル経済情勢の悪化が加わった結果、スイス・フランは、2011年第2四半期中、米ドル、ユーロ、英ポンド等、他の主要通貨に対して著しい値上りを続けた。当社の事業の多くはスイス・フランで報告を行うが、業務の大半を他の通貨で行っているため、その業績はスイス・フランの値上りから悪影響を受けた。為替動向は収益に広く悪影響を及ぼした一方で、事業部門においては費用の削減にもつながった。多くの費用が外国通貨建てで発生するが、スイス・フランで報告されるためである。これは、スイス・フランの値上りが当行の2011年第2四半期の税引前業績の報告額に与えた全体的な影響を、部分的に緩和した。

第2四半期中、米ドルと英ポンドはともにスイス・フランに対して8%下落し、ユーロは6%下落した。2011年6月30日までの12ヶ月間で、米ドルはスイス・フランに対して22%、英ポンドは16%、ユーロは7%下落した。

このスイス・フラン相場の急激な上昇が当行の事業に与えた影響は、インベストメント・バンクの前年と比較した収益に最も顕著に表れた。インベストメント・バンクの収益の大部分は、ニューヨークやロンドン等、スイス国外の主要な金融センターにおいて外国通貨で生み出されているからである。

ウェルス・マネジメントでは、スイス・フランの値上りが他通貨建ての運用資産に影響を及ぼした。2011年6月30日現在、ウェルス・マネジメントの運用資産のうち31%はユーロ建て、30%は米ドル建て、5%は英ポンド建てであった。これらの通貨の対スイス・フラン相場下落は、ウェルス・マネジメントの運用資産ベースを約370億スイス・フラン減少させ、主に受取手数料及び受取利息純額の減少につながった。

同様に、為替動向はグローバル・アセット・マネジメントの運用資産ベースに悪影響を与え、その結果、運用手数料純額は緩やかに減少した。2011年6月30日現在、グローバル・アセット・マネジメントの運用資産のうち45%は米ドル建て、13%はユーロ建て、6%は英ポンド建てであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの収益のほとんどは米ドル建てで生み出されている。このため、運用資産の増加と受取利息の増加により米ドル建て収益が4%増加したにもかかわらず、スイス・フランで報告される収益は5%減少する結果となった。

コーポレート・センターでは、事業部門に配分する前のすべての費用のうち約60%が、スイス・フラン以外の通貨で発生している。その結果、スイス・フランの値上りにより、コーポレート・センターにおいて他通貨で発生し、その後事業部門に配分される費用は減少した。

主要通貨の対スイス・フラン相場下落が主な理由となり、貸借対照表における550億スイス・フランの減少が生じた。2011年6月30日現在、当行のファンド・アセットの42%は米ドル建て、15%はユーロ建て、6%は英ポンド建てであった。当行のファンド・アセット（プラスの再調達価額を除く。）は、310億スイス・フラン減の9,020億スイス・フランとなったが、為替変動の影響調整後では200億スイス・フラン増加した。さらに、第2四半期中の為替変動は、リスク加重資産とTier 1資本に影響を及ぼし、従って第2四半期末現在の当行のTier 1資本の報告額に影響を及ぼした。

営業費用：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

第2四半期の営業費用は、前四半期の61億1,100万スイス・フランから10%減の55億1,600万スイス・フランとなった。かかる減少は主に、変動報酬の見越計上額の減少と人件費以外の費用の減少によるものであり、スイス・フランの値上りがこれを後押しした。

報告セグメント別営業費用

ウェルス・マネジメントの営業費用は、前四半期の12億8,300万スイス・フランから7%減の11億9,400万スイス・フランとなった。人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少により、7%減の8億スイス・フランとなった。

リテール&コーポレートの営業費用は1,000万スイス・フラン減の5億5,200万スイス・フランであった。ウェルス・マネジメント・アメリカズの営業費用合計は、12億3,600万スイス・フランから7%減の11億

4,400万スイス・フランとなった。通貨換算の影響を除くと、営業費用は1%増加した。

グローバル・アセット・マネジメントの営業費用合計は、スイス・フランの値上りによってほとんどの費用科目において減少したため、前四半期の3億7,300万スイス・フランに対し、第2四半期は3億3,700万スイス・フランとなった。人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少により、2億5,900万スイス・フランから2億3,600万スイス・フランまで減少した。

インベストメント・バンクの営業費用合計は、第1四半期の26億1,000万スイス・フランに対し、第2四半期は22億2,900万スイス・フランであった。この減少は、主に変動報酬の見越計上額の減少とスイス・フランの値上りによるものであった。

コーポレート・センターの営業費用（事業部門へのサービス費用配分後）は、前四半期の4,600万スイス・フランに対し、6,100万スイス・フランであった。

人件費

第2四半期の人件費は、前四半期の44億700万スイス・フランに対して39億2,500万スイス・フランであった。これは、変動報酬の見越計上額が、前四半期の12億3,300万スイス・フランから8億6,700万スイス・フラン（前年の報奨の償却費4億1,300万スイス・フランを含む。）まで減少したことが主な要因であった。これに対応して社会保障費も減少した。

一般管理費

第2四半期の一般管理費は、第1四半期の14億8,800万スイス・フランに対し、14億800万スイス・フランとなった。管理費の減少は、2011年第2四半期における付加価値税の見越計上額の減少が主な要因であった。

減価償却費及び償却費

第2四半期の有形固定資産の減価償却費は、主に2008年第4四半期に認識した減損損失の一部振戻しにより、前四半期の1億9,100万スイス・フランから第2四半期は1億6,100万スイス・フランとなった。第2四半期の無形資産償却費は、前四半期の2,400万スイス・フランに対し、2,200万スイス・フランとなった。

業績：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

第2四半期の継続事業からの税引前利益は、第1四半期の22億3,500万スイス・フランに対して16億5,400万スイス・フランであった。

報告セグメント別業績

ウェルス・マネジメントの税引前利益は、前四半期を2,700万スイス・フラン上回る6億7,200万スイス・フランであった。営業費用の減少が、運用資産残高の減少と顧客の活動の減退による収益の減少を相殺し、さらに上回った。

リテール&コーポレートの2011年第2四半期の税引前利益は、主に貸倒引当金繰入額の減少と非経常収益項目により、前四半期から4%増の4億2,100万スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの税引前利益は、2011年第1四半期の1億1,100万スイス・フランに対し、2011年第2四半期は1億4,000万スイス・フランとなった。これは、売却可能金融投資の売却による実現利益を含み、米ドル建て営業収益が4%増加したことが主な要因であった。

グローバル・アセット・マネジメントの税引前利益は、第1四半期の1億2,400万スイス・フランに対し、第2四半期は1億800万スイス・フランであった。主にオルタナティブ投資及びクオンツ運用における実績報酬の減少と、為替の変動が運用手数料純額に与えた悪影響は、人件費の減少により一部相殺された。

インベストメント・バンクの税引前利益は、前四半期の8億3,500万スイス・フランに対し、第2四半期は3億7,600万スイス・フランであった。自己クレジットを除く税引前利益は4億100万スイス・フランであった。すべての事業、特にFICC部門における収益の減少は、主に変動報酬の見越計上額の減少に伴う営業費用の減少により、一部相殺された。

コーポレート・センターの継続事業からの税引前利益は、前四半期には1億1,600万スイス・フランの利益を計上したが、第2四半期は6,300万スイス・フランの損失計上であった。これは、SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの再評価に係る利益が、前四半期の1億9,200万スイス・フランから1,300万スイス・フランまで減少したことが主な要因であった。

税金費用：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

当行は、2011年第2四半期において3億7,700万スイス・フランの税金費用純額を計上した。この金額には、過去にスイスにおける税務上の欠損金の繰越に関連して認識された繰延税金資産の償却に関して、第2四半期の課税利益を相殺するために計上した繰延税金費用3億3,700万スイス・フランが含まれている。また、グループ会社の課税利益に係るその他の税金費用9,500万スイス・フランも含まれている。かかる税金費用は、様々な地域の税務当局との前年度の地位に関する合意に基づいて引当金を減少したことによる5,500万スイス・フランの税金ベネフィットにより一部相殺された。

当行は、2011年第1四半期において4億2,600万スイス・フランの税金費用純額を計上した。これには、税務上の欠損金の繰越に関連して過去に認識された繰延税金資産の償却に関する繰延税金費用4億4,800万スイス・フランが含まれている。

当行は、新たな事業計画予測の作成後、2011年下半期中に繰延税金資産の再測定を行う予定である。この評価により、米国で認識される繰延税金資産が増加し、従って2011年下半期の損益計算書における税金費用は上半期より減少する可能性がある。繰延税金資産の増加の影響により、2011年通年の実効税率は20%を下回る見込みである。

非支配持分に帰属する純利益：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

2011年第2四半期の非支配持分に帰属する純利益は、前四半期の200万スイス・フランに対して、2億6,300万スイス・フランとなった。第2四半期中、優先証券を対象に1億8,600万スイス・フランの配当（これに対する見越計上額の早期設定は要求されていなかった。）が支払われ、またTier 1ハイブリッド金融商品のコールをトリガーとする優先証券への将来の配当支払いのために7,700万スイス・フランの追加見越計上が行われた。2011年第1四半期中、優先証券の配当債務に関するトリガー事由は発生せず、また過去に見越計上されていない優先証券配当金の支払いもなかった。

UBS株主に帰属する包括利益：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

UBS株主に帰属する包括利益は6億8,500万スイス・フランであったが、これは、UBS株主に帰属する純利益10億1,500万スイス・フランが3億3,000万スイス・フラン（税引後）の損失計上となったUBS株主に帰属するその他の包括利益（OCI）により一部相殺された結果である。

UBS株主に帰属するOCIの損失には外貨換算損12億1,600万スイス・フランが含まれており、かかる金額は売却可能金融投資に関する公正価値に基づく利益4億8,200万スイス・フランと、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金利スワップに関する公正価値に基づく利益4億400万スイス・フランにより一部相殺されている。

外貨換算損の約3分の2はスイス・フランに対する米ドル相場下落に関連するものであり、さらにスイス・フランに対する英ポンドとユーロ相場下落も多額の損失を生じた。

米ドル、英ポンド、ユーロの長期金利の低下は、売却可能金融投資（米国及び英国の長期固定利付政府債並びにキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された正味固定金利受領者の金利スワップの保有を含む。）の公正価値に基づく利益の計上につながった。

2011年第1四半期のUBS株主に帰属する包括利益は8億6,500万スイス・フランの利益であった。これは、18億700万スイス・フランの純利益が、9億4,200万スイス・フラン（税引後）の損失計上となったUBS株主に帰属するOCIにより一部相殺された結果である。第1四半期におけるUBS株主に帰属するOCIの損失の大部分は、関連するユーロ及び米ドルの長期イールドカーブの上方移行により、予測将来キャッシュ・フローのヘッジとして指定された正味固定金利受領者の金利スワップに関して公正価値に基づく損失が生じたことが要因であった。

業績：2011年上半年と2010年上半年の比較

UBS株主に帰属する当期純利益は、2010年上半年の42億700万スイス・フランに対し、2011年上半年は28億2,200万スイス・フランであった。

営業収益は、181億9,500万スイス・フランから155億1,500万スイス・フランまで減少した。この減少の主な要因は、FICC部門のトレーディング業務からの純収益の減少、受取手数料純額の減少、及びその他の収益の減少であった。

営業費用は、人件費の減少が主な要因で、127億7,200万スイス・フランから116億2,600万スイス・フランまで減少した。

運用資産の動向：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

新規ネット資金

ウェルス・マネジメントの新規資金のネットの流入額は、前四半期の111億スイス・フランに対し、第2四半期は56億スイス・フランとなった。国際ウェルス・マネジメント部門では、アジア太平洋地域及び新興市場のほか、世界全域の超富裕層顧客からの純流入が続き、前四半期の89億スイス・フランに対し、第2四半期は55億スイス・フランの純流入となった。ヨーロッパのオンショア業務では純流入が続いたが、ヨーロッパのクロスボーダー業務では、主にスイス近隣諸国に関連するクロスボーダー業務から、純流出を計上した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズでは、前四半期の36億スイス・フランに対し、第2四半期は26億スイス・フランの新規ネット資金を計上した。第2四半期の新規ネット資金は、顧客による毎年の所得税の支払いによって影響を受けた。ファイナンシャル・アドバイザーの採用数の純増が、第2四半期における新規ネット資金の主な原動力となった。

グローバル・アセット・マネジメントの新規資金のネットの流入額は、第1四半期の56億スイス・フランに対し、第2四半期は11億スイス・フランであった。第三者からの新規資金のネットの流入額は、第1四半期の58億スイス・フランに対し、第2四半期は48億スイス・フランであった。これらの金額は、当行のウェルス・マネジメント部門の顧客からの純流出額37億スイス・フラン（第1四半期は2億スイス・フラン）によって一部相殺された。マネー・マーケットにおける流出入を除くと、第1四半期の72億スイス・フランに対し、第2四半期は35億スイス・フランの新規資金のネットの流入額を計上した。

運用資産

運用資産は、2011年3月31日現在の2兆1,980億スイス・フランに対し、2011年6月30日現在では2兆690億スイス・フランであった。かかる減少は主にスイス・フランの値上りによるものであり、新規資金のネットの流入額により一部相殺された。

従業員：2011年第2四半期と2011年第1四半期の比較

当行の従業員数は、2011年3月31日現在の65,396名に対し、2011年6月30日現在は65,707名であった。

2011年第1四半期中、インベストメント・バンクの一定の従業員が、インベストメント・プロダクツ&サービス部門の形成の一環として、ウェルス・マネジメント&スイス・バンクに異動した。

貸借対照表

2011年6月30日現在、当行の貸借対照表の規模は、2011年3月31日現在から550億スイス・フラン減の1兆2,370億スイス・フランとなった。これは、42%が米ドル建て、15%がユーロ建て、6%が英ポンド建てとなっている当行のファンド・アセットが、スイス・フランに対する主要通貨の下落の影響を受けたためである。当行のファンド・アセット（プラスの再調達価額を除く。）は、310億スイス・フラン減の9,020億スイス・フランとなったが、為替変動の影響調整後では、主に担保付トレーディング資産の増加により200億スイス・フラン増加した。

本項において開示された貸借対照表上のポジションは、四半期末ポジションを示しており、四半期中の貸借対照表上のポジションは、これと異なる場合がある。

資産

商品分類別

主に為替の影響により、トレーディング資産は140億スイス・フラン減の2,230億スイス・フランとなり、貸付資産は120億スイス・フラン減の3,080億スイス・フランとなった。担保付トレーディング資産は、スイス・フラン建てでは30億スイス・フラン減の2,170億スイス・フランとなったが、為替の影響調整後は、インベストメント・バンクの活動の増大により、140億スイス・フラン増加した。再調達価額（RV）は、市場及び為替の変動によりプラスの再調達価額が7%（230億スイス・フラン）減少したため、貸借対照表の貸方及び借方の両方でほぼ同額の減少となった。

部門別

当行の総資産の減少のほとんどはインベストメント・バンクによるものであった。これは、上記のプラスの再調達価額の減少が、当該部門の貸借対照表の縮小（490億スイス・フラン減の9,020億スイス・フランとなった。）に著しい影響を及ぼしたためである。貸借対照表の規模は、リテール&コーポレート部門が1,450億スイス・フラン、ウェルス・マネジメント部門が940億スイス・フラン、ウェルス・マネジメント・アメリカズが450億スイス・フラン、コーポレート・センターが360億スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントが140億スイス・フランで、すべて比較的変動がなかった。

負債

為替レートの変動は、負債も減少させた。無担保借入においては、顧客預金勘定は120億スイス・フラン減少して3,230億スイス・フランとなったが、為替の影響調整後では、主にウェルス・マネジメント&スイス・バンクとインベストメント・バンクにおける残高の増加により、20億スイス・フラン増加した。公正価値での測定を指定された金融負債は、為替の影響の減少及び株式連動債の市場評価の低下により、110億スイス・フラン減の920億スイス・フランとなった。発行済債務残高は80億スイス・フラン減の1,230億スイス・フランとなったが、為替の影響調整後では変動がなかった。2011年第2四半期中、当行は22億5,000万ユーロの公募ベンチマーク債（このうち10億ユーロはカバード・ボンドであった。）を発行し、また低位のTier 2劣後債16億米ドルを償還した。かかる減少は、インベストメント・バンクの事業拡大に関連する担保付資金調達の増加（70億スイス・フラン増の1,110億スイス・フラン（為替の影響調整後では160億スイス・フラン）となった。）により、一部相殺された。

資本

UBS株主に帰属する持分は6億スイス・フラン増の473億スイス・フランとなったが、これは四半期の純利益10億スイス・フラン、及び資本剰余金に係る株式報酬制度のプラスの影響4億スイス・フランによるものであり、自己株式控除額の増加（5億スイス・フラン）、及び持分（その他の包括利益（OCI））に直接計上された3億スイス・フランの正味マイナス効果により、一部相殺された。OCIには、為替損12億スイス・フランが含まれており、売却可能金融投資に係る公正価値に基づく利益5億スイス・フラン及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金利スワップに係る公正価値に基づく利益4億スイス・フランにより一部相殺されている。非支配持分に帰属する持分は、優先証券の償還及び優先証券の外貨換算により、8億スイス・フラン減少した。

自己資本比率

2011年6月30日現在の当行のBIS Tier 1資本比率は18.1%（2011年3月31日現在では17.9%）であり、当行のBISコアTier 1資本比率は16.1%（2011年3月31日現在の15.6%から増加）であった。当行のBIS Tier 1資本は10億スイス・フラン増加して374億スイス・フランとなったが、リスク加重平均資産は29億スイス・フラン増加して2,062億スイス・フランとなった。当行のBIS自己資本比率は、2011年6月30日現在で19.5%であり、2011年3月31日現在の19.4%からわずかに増加した。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

平成23年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

UBSの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。普通株式は、全株主に直接かつ平等の所有権を与える証券であるグローバル・レジスタード・シェアの形式で発行される。グローバル・レジスタード・シェアは、異なる証券取引所において異なる通貨間で取引される同一の証券と、転換によらずに全世界的に取引及び譲渡することができる。例えば、ニューヨーク証券取引所（NYSE）で購入した同一の証券は、スイス証券取引所（SIX Swiss Exchange）においても売却することができ、またその反対の取引も可能である。

(1) 【株式の総数等】（2011年6月30日現在）

【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
記名式 4,460,761,225	記名式 3,832,003,459	記名式 628,757,766

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2011年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額面価額 スイス・フラン	株式数	資本金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,832,003,459	383,200,345.9	(40,688)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・フ ラン)	普通株式	3,832,003,459	スイス証券取引所 ニューヨーク証券取引 所	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2011年6月30日現在）

株式資本

(単位：スイス・フラン(百万円))

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2011年1月1日 ～6月30日	1,162,946	3,832,003,459	116,294.6 (12)	383,200,345.9 (40,688)	新株予約権の行使
2011年6月30日	-	3,832,003,459	-	383,200,345.9 (40,688)	

(注1) 当該半期中の条件付資本における新株予約権行使による株式発行

年 月	発行株式数(株)	増/減資額(スイス・フラン)
2011年1月	32,826	3,282.60
2011年2月	59,862	5,986.20
2011年3月	636,785	63,678.50
2011年4月	172,814	17,281.40
2011年5月	165,887	16,588.70
2011年6月	94,772	9,477.20
合計	1,162,946	116,294.60

	条件付資本	その他の新株予約権
新株予約権の残高	117,607,389個	146,210,711個
新株予約権が全て行使された場合の行使価額の総額(スイス・フラン)	2,141,413,869	6,485,907,140
(加重平均の行使価額(スイス・フラン))	(18.21)	(44.36)
新株予約権が全て行使された場合の資本組入額(スイス・フラン)	11,760,738.90	-

(4) 【大株主の状況】

スイス証券取引所法に基づき、UBSは、総議決権の3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%に達して、それを超えて又はそれを下回って保有することとはならない株主の氏名を開示する義務を負わない。

2011年6月30日現在、発行済全株式の10.07%を保有する受託者/ノミニーとして、ロンドンのチェース・ノミニーズ・リミテッドが登録されている。米国証券決済機関であるニューヨークのDTC(Cede & Co.)は、発行済全株式の7.32%を保有する者として登録されている。シンガポールのシンガポール政府投資公社は、発行済全株式の6.41%を保有する者として登録されている。ロンドンのノートラスト・ノミニーズ・リミテッド(Nortrust Nominees Ltd.)は、発行済全株式の3.79%を保有する者として登録されている。

大株主

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)
チェース・ノミニーズ・リミテッド	ロンドン EC2Y 5AJ	385,974,237
DTC(Cede & Co.)	ニューヨーク州 10274 ニューヨーク ポーリング・グリーン・ステーション	280,554,013

シンガポール政府投資公社	シンガポール 068912	245,481,682
ノートラスト・ノミニーズ・リミテッド (Nortrust Nominees Ltd.)	ロンドン E14 5NT	145,416,390

2【株価の推移】

次の表は、各期間における当行のスイス証券取引所及びニューヨーク証券取引所における高値及び安値を示している。なお、当行株式のニューヨーク証券取引所上場は2000年5月16日である。

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

スイス証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：スイス・フラン(円)）

月別	2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月	2011年6月
最高	17.27 (1,834)	18.93 (2,010)	18.47 (1,961)	17.35 (1,842)	17.10 (1,816)	16.38 (1,739)
最低	15.58 (1,654)	17.20 (1,826)	16.31 (1,732)	16.11 (1,711)	15.82 (1,680)	14.43 (1,532)

ニューヨーク証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：米ドル(円)）

月別	2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月	2011年6月
最高	18.25 (1,407)	19.94 (1,538)	19.90 (1,535)	20.00 (1,542)	19.78 (1,525)	19.21 (1,481)
最低	16.32 (1,259)	18.36 (1,416)	17.93 (1,383)	18.01 (1,389)	17.91 (1,381)	17.31 (1,335)

3【役員の状況】（提出日現在）

(1) 新任役員

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数	就任年月日
トム・ナラティル (Tom Naratil)	グループ・ チーフ・ファイ ナンシャル ・オフィサー	1961年 12月1日	2009年以前 UBSの様々な上級 役員（金融危機にあった2008 年、オークション・レート・ セキュリティーズ・ソリュー ションズ・グループ担当役員 他） 2009年～現役職の指名まで ウェルス・マネジメント・ア メリカズのチーフ・ファイナ ンシャル・オフィサー兼チ ーフ・リスク・オフィサー	定め なし	-	2011年 6月1日

(2) 退任役員

氏名	役職名	退任年月日
ジョン・クライアン (John Cryan)	グループ・チーフ・ファイナン シャル・オフィサー UBS AGロンドン支店及びUBSリミ テッドのCEO	2011年5月31日

第6【経理の状況】

a. 本書記載のユービーエス・エイ・ジー（UBS AG、以下「UBS」という。）及び子会社（以下併せて「当グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成され、スイス連邦において公表された原文の2011年6月30日に終了した中間会計期間の財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、以下に掲げる（ ）及び（ ）の事項を反映したものである。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

（ ）原文の中間財務書類には、2010年12月31日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、並びに2010年6月30日現在の連結貸借対照表は含まれていない。日本における半期報告書の様式に準拠するため、本書記載の邦文の中間財務書類は、当該情報について原文の2010年度年次報告書及び原文の2010年度第2四半期業績報告書を参照して、翻訳している。

同様の理由で、本書記載の邦文の中間財務書類には、原文の2011年度第2四半期報告書で公表された2011年及び2010年6月30日並びに2011年3月31日に終了した各四半期の連結損益計算書及び連結包括利益計算書、2011年3月31日現在の連結貸借対照表の翻訳は含まれていない。

（ ）邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中のスイス・フラン表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2011年8月11日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1スイス・フラン = 106.18円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、日本とIFRSとの会計処理の原則及び手続並びに表示方法の主要な相違については、第6の「3 日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違」に記載されている。

円換算額及び第6の「2 その他」及び「3 日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

損益計算書

	2011年6月30日に 終了した6ヶ月間		2010年6月30日に 終了した6ヶ月間		2010年12月31日に 終了した1年間	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
継続事業						
受取利息	9,457	10,041	9,661	10,258	18,872	20,038
支払利息	(6,236)	(6,621)	(6,751)	(7,168)	(12,657)	(13,439)
受取利息純額	3,221	3,420	2,911	3,091	6,215	6,599
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	19	20	68	72	(66)	(70)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	3,240	3,440	2,979	3,163	6,149	6,529
受取報酬及び手数料純額	8,119	8,621	8,738	9,278	17,160	18,220
トレーディング収益純額	3,928	4,171	5,818	6,178	7,471	7,933
その他の収益	228	242	660	701	1,214	1,289
営業収益合計	15,515	16,474	18,195	19,319	31,994	33,971
人件費	8,332	8,847	9,166	9,732	16,920	17,966
一般管理費	2,896	3,075	3,057	3,246	6,585	6,992
有形固定資産減価償却費	352	374	491	521	918	975
無形資産償却費	46	49	58	62	117	124
営業費用合計	11,626	12,344	12,772	13,561	24,539	26,056
継続事業からの税引前営業利益	3,889	4,129	5,424	5,759	7,455	7,916
税金費用 / (税務上の便益)	803	853	914	970	(381)	(405)
継続事業からの純利益	3,086	3,277	4,509	4,788	7,836	8,320
非継続事業						
非継続事業からの税引前利益	0	0	2	2	2	2
税金費用	0	0	0	0	0	0
非継続事業からの純利益	0	0	2	2	2	2
純利益	3,087	3,278	4,511	4,790	7,838	8,322
非支配持分に帰属する純利益	265	281	304	323	304	323
継続事業	264	280	303	322	303	322
非継続事業	0	0	1	1	1	1
UBS株主に帰属する純利益	2,822	2,996	4,207	4,467	7,534	8,000
継続事業	2,822	2,996	4,207	4,467	7,533	7,999
非継続事業	0	0	1	1	1	1
1株当たり利益 (単位：スイス・フラン)						
基本的1株当たり利益	0.74	78.57	1.11	117.86	1.99	211.30
継続事業	0.74	78.57	1.11	117.86	1.99	211.30
非継続事業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
希薄化後1株当たり利益	0.73	77.51	1.10	116.80	1.96	208.11
継続事業	0.73	77.51	1.10	116.80	1.96	208.11
非継続事業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

包括利益計算書

	2011年6月30日に 終了した6ヶ月間	2010年6月30日に 終了した6ヶ月間	2010年12月31日に 終了した1年間
--	-------------------------	-------------------------	-------------------------

	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
純利益	3,087	3,278	4,511	4,790	7,838	8,322
その他の包括利益						
為替換算調整						
為替換算調整の変動、税効果前	(1,203)	(1,277)	8	8	(2,044)	(2,170)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	11	12	20	21	237	252
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	16	17	(8)	(8)	121	128
為替換算調整の変動、税効果後小計	(1,176)	(1,249)	20	21	(1,686)	(1,790)
売却可能金融投資						
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	430	457	61	65	(499)	(530)
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	5	5	50	53	72	76
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(100)	(106)	(162)	(172)	(357)	(379)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	20	21	76	81	153	162
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	7	7	(21)	(22)	13	14
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果後小計	361	383	4	4	(618)	(656)
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	525	557	1,707	1,812	927	984
資本から損益計算書に振り替えられた未実現(利得) / 損失純額	(816)	(866)	(657)	(698)	(1,108)	(1,176)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する税効果	57	61	(214)	(227)	38	40
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動、小計	(235)	(250)	836	888	(143)	(152)
その他の包括利益合計	(1,050)	(1,115)	860	913	(2,447)	(2,598)
包括利益合計	2,036	2,162	5,371	5,703	5,391	5,724
非支配持分に帰属する包括利益合計	486	516	21	22	(484)	(514)
UBS株主に帰属する包括利益合計	1,551	1,647	5,350	5,681	5,875	6,238

貸借対照表

	2011年 6月30日現在		2010年 6月30日現在		2010年 12月31日現在	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
資産						
現金及び中央銀行預け金	13,574	14,413	62,624	66,494	26,939	28,604
銀行預け金	21,412	22,735	15,484	16,441	17,133	18,192
借入有価証券に係る担保金	60,661	64,410	71,371	75,782	62,454	66,314
リバース・レボ契約	156,321	165,982	127,331	135,200	142,790	151,614
トレーディング・ポートフォリオ資産	159,926	169,809	171,495	182,093	167,463	177,812
担保差入トレーディング・ポートフォリオ資産	62,652	66,524	52,647	55,901	61,352	65,144
再調達価額 借方	335,169	355,882	504,210	535,370	401,146	425,937

デリバティブに係る差入担保金	34,520	36,653	50,112	53,209	38,071	40,424
公正価値での測定を指定された 金融資産	8,119	8,621	10,047	10,668	8,504	9,030
貸出金	264,522	280,869	266,721	283,204	262,877	279,123
売却可能金融投資	71,604	76,029	71,718	76,150	74,768	79,389
未収収益及び前払費用	5,851	6,213	5,999	6,370	5,466	5,804
関連会社投資	732	777	898	953	790	839
有形固定資産	5,322	5,651	5,899	6,264	5,467	5,805
のれん及び無形資産	8,857	9,404	11,202	11,894	9,822	10,429
繰延税金資産	8,341	8,856	8,103	8,604	9,522	10,110
その他の資産	19,186	20,372	22,363	23,745	22,681	24,083
資産合計	1,236,770	1,313,202	1,458,223	1,548,341	1,317,247	1,398,653

負債

銀行預り金	32,361	34,361	38,193	40,553	41,490	44,054
貸付有価証券に係る担保金	5,873	6,236	10,759	11,424	6,651	7,062
レボ契約	105,214	111,716	65,727	69,789	74,796	79,418
トレーディング・ポートフォリオ 負債	50,761	53,898	56,269	59,746	54,975	58,372
再調達価額 貸方	329,431	349,790	497,069	527,788	393,762	418,096
デリバティブに係る受入担保金	53,710	57,029	70,141	74,476	58,924	62,566
公正価値での測定を指定された 金融負債	92,251	97,952	104,679	111,148	100,756	106,983
顧客預り金	323,034	342,998	341,763	362,884	332,301	352,837
未払費用及び繰延収益	6,626	7,035	7,082	7,520	7,738	8,216
社債	122,765	130,352	138,041	146,572	130,271	138,322
その他の負債	63,105	67,005	75,156	79,801	63,719	67,657
負債合計	1,185,130	1,258,371	1,404,879	1,491,701	1,265,384	1,343,585

資本

資本金	383	407	383	407	383	407
資本剰余金	33,652	35,732	34,105	36,213	34,393	36,518
資本に直接認識された純利益、税 効果後	(7,805)	(8,287)	(3,731)	(3,962)	(6,534)	(6,938)
利益剰余金	22,107	23,473	15,959	16,945	19,285	20,477
買戻し義務付自己株式	(53)	(56)	(53)	(56)	(54)	(57)
自己株式	(1,022)	(1,085)	(646)	(686)	(654)	(694)
UBS株主に帰属する持分	47,263	50,184	46,017	48,861	46,820	49,713
非支配持分に帰属する持分	4,377	4,647	7,327	7,780	5,043	5,355
資本合計	51,640	54,831	53,344	56,641	51,863	55,068
負債及び資本合計	1,236,770	1,313,202	1,458,223	1,548,341	1,317,247	1,398,653

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	UBS株主に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2009年12月31日現在残高	356	34,824	(1,040)	(2)	11,751	(6,445)	364	1,206	41,013	7,620	48,633
株式発行	27								27		27
自己株式の取得			(1,367)						(1,367)		(1,367)
自己株式の売却			1,761						1,761		1,761
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(143)							(143)		(143)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		(27)							(27)		(27)
従業員株式制度及び株式オプション制度		(430)							(430)		(430)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益/(費用)		(6)							(6)		(6)
株式発行に関連する取引費用、税効果後		(113)							(113)		(113)
配当金 ¹									0	(307)	(307)
買戻し義務付自己株式 変動				(51)					(51)		(51)
優先証券									0	(7)	(7)
新規連結及びその他の増加									0	5	5
連結除外及びその他の減少									0	(5)	(5)
資本に認識された当期間の包括利益合計					4,207	294	13	836	5,350	21	5,371
2010年6月30日現在残高	383	34,105	(646)	(53)	15,959	(6,150)	377	2,042	46,017	7,327	53,344
2010年12月31日現在残高	383	34,393	(654)	(54)	19,285	(7,354)	(243)	1,063	46,820	5,043	51,863
株式発行									0		0
自己株式の取得			(2,036)						(2,036)		(2,036)
自己株式の売却			1,668						1,668		1,668
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(42)							(42)		(42)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		12							12		12
従業員株式制度及び株式オプション制度		(714)							(714)		(714)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益/(費用)		6							6		6
株式発行に関連する取引費用、税効果後									0		0
配当金 ¹									0	(269)	(269)
買戻し義務付自己株式 変動				0					0		0
優先証券									0	(882)	(882)
新規連結及びその他の増加		(4)							(4)	1	(3)
連結除外及びその他の減少									0	(1)	(1)

資本に認識された当期間の包括利益合計					2,822	(1,397)	361	(235)	1,551	486	2,037
2011年6月30日現在	383	33,652	(1,022)	(53)	22,107	(8,751)	118	828	47,263	4,377	51,640

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	UBS株主に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2009年12月31日現在残高	356	34,824	(1,040)	(2)	11,751	(6,445)	364	1,206	41,013	7,620	48,633
株式発行	27								27		27
自己株式の取得			(1,574)						(1,574)		(1,574)
自己株式の売却			1,960						1,960		1,960
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(43)							(43)		(43)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		(27)							(27)		(27)
従業員株式制度及び株式オプション制度		(104)							(104)		(104)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益/(費用)		(8)							(8)		(8)
株式発行に関連する取引費用、税効果後		(113)							(113)		(113)
配当金 ¹									0	(305)	(305)
買戻し義務付自己株式 変動				(52)					(52)		(52)
優先証券									0	(1,529)	(1,529)
新規連結及びその他の増加		(136)							(136)	6	(130)
連結除外及びその他の減少									0	(264)	(264)
資本に認識された当期の包括利益合計					7,534	(909)	(607)	(143)	5,875	(484)	5,391
2010年12月31日現在残高	383	34,393	(654)	(54)	19,285	(7,354)	(243)	1,063	46,820	5,043	51,863

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	UBS株主に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2009年12月31日現在残高	378	36,976	(1,104)	(2)	12,477	(6,843)	386	1,281	43,548	8,091	51,639
株式発行	29								29		29
自己株式の取得			(1,451)						(1,451)		(1,451)
自己株式の売却			1,870						1,870		1,870
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(152)							(152)		(152)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		(29)							(29)		(29)

従業員株式制度及び株式オプション制度		(457)							(457)		(457)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益/(費用)		(6)							(6)		(6)
株式発行に関連する取引費用、税効果後		(120)							(120)		(120)
配当金 ¹									0	(326)	(326)
買戻し義務付自己株式 変動				(54)					(54)		(54)
優先証券									0	(7)	(7)
新規連結及びその他の増加									0	5	5
連結除外及びその他の減少									0	(5)	(5)
資本に認識された当期間の包括利益合計					4,467	312	14	888	5,681	22	5,703
2010年6月30日現在残高	407	36,213	(686)	(56)	16,945	(6,530)	400	2,168	48,861	7,780	56,641
2010年12月31日現在残高	407	36,518	(694)	(57)	20,477	(7,808)	(258)	1,129	49,713	5,355	55,068
株式発行									0		0
自己株式の取得			(2,162)						(2,162)		(2,162)
自己株式の売却			1,771						1,771		1,771
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(45)							(45)		(45)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		13							13		13
従業員株式制度及び株式オプション制度		(758)							(758)		(758)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益/(費用)		6							6		6
株式発行に関連する取引費用、税効果後									0		0
配当金 ¹									0	(286)	(286)
買戻し義務付自己株式 変動				0					0		0
優先証券									0	(937)	(937)
新規連結及びその他の増加		(4)							(4)	1	(3)
連結除外及びその他の減少									0	(1)	(1)
資本に認識された当期間の包括利益合計					2,996	(1,483)	383	(250)	1,647	516	2,163
2011年6月30日現在	407	35,732	(1,085)	(56)	23,473	(9,292)	125	879	50,184	4,647	54,831

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

単位：億円	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	UBS株主に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2009年12月31日現在残高	378	36,976	(1,104)	(2)	12,477	(6,843)	386	1,281	43,548	8,091	51,639
株式発行	29								29		29
自己株式の取得			(1,671)						(1,671)		(1,671)
自己株式の売却			2,081						2,081		2,081

自己株式及び自己持分のデリバティブ契約に係るプレミアム/(ディスカウント)純額	(46)								(46)	(46)	
株式発行及びワラント行使に係る剰余金	(29)								(29)	(29)	
従業員株式制度及び株式オプション制度	(110)								(110)	(110)	
繰延株式報酬に伴う税務上の便益/(費用)	(8)								(8)	(8)	
株式発行に関連する取引費用、税効果後	(120)								(120)	(120)	
配当金 ¹									0	(324)	(324)
買戻し義務付自己株式 変動				(55)					(55)		(55)
優先証券									0	(1,623)	(1,623)
新規連結及びその他の増加	(144)								(144)	6	(138)
連結除外及びその他の減少									0	(280)	(280)
資本に認識された当期の包括利益合計					8,000	(965)	(645)	(152)	6,238	(514)	5,724
2010年12月31日現在残高	407	36,518	(694)	(57)	20,477	(7,808)	(258)	1,129	49,713	5,355	55,068

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

[次へ](#)

持分変動計算書（続き）

優先証券¹

	2011年6月30日に 終了した6ヶ月間		2010年6月30日に 終了した6ヶ月間		2010年12月31日に 終了した1年間	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
期首残高	4,907	5,210	7,254	7,702	7,254	7,702
償還	(882)	(937)	(7)	(7)	(1,529)	(1,623)
為替換算調整 ²	218	231	(285)	(303)	(818)	(869)
期末残高	4,243	4,505	6,962	7,392	4,907	5,210

- 1 非支配持分に帰属する持分を表す。配当による増加及びそれを相殺する非支配持分に帰属する持分の減少は表中には含まれていない。
2 2011年度の為替差損237百万スイス・フランは、優先証券の償還に関連する為替差損455百万スイス・フランの認識の中止によるプラスの影響によって相殺された。

キャッシュ・フロー計算書

	2011年6月30日に 終了した6ヶ月間		2010年6月30日に 終了した6ヶ月間		2010年12月31日に 終了した1年間	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)						
純利益	3,087	3,278	4,511	4,790	7,838	8,322
純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出) への調整						
純利益に含まれている非現金項目及びその他の調整：						
有形固定資産減価償却費	352	374	491	521	918	975
のれんの減損 / 無形資産償却費	46	49	58	62	117	124
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	(19)	(20)	(68)	(72)	66	70
関連会社持分純利益	(22)	(23)	(50)	(53)	(81)	(86)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	777	825	745	791	(605)	(642)
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(89)	(95)	(186)	(197)	(531)	(564)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	365	388	(5,642)	(5,991)	1,125	1,195
営業活動に係る資産の(増加) / 減少純額：						
銀行預け金 / 銀行預り金純額	(11,276)	(11,973)	5,859	6,221	9,022	9,580
リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金	(11,739)	(12,464)	(18,506)	(19,650)	(25,048)	(26,596)
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額 及び公正価値評価での測定を指定された金融資産	(2,716)	(2,884)	29,506	31,329	21,212	22,523
貸出金 / 顧客預り金	(10,893)	(11,566)	2,325	2,469	(3,429)	(3,641)
未収収益、前払費用及びその他の資産	4,408	4,680	1,975	2,097	608	646
営業活動に係る負債の増加 / (減少) 純額：						
レポ契約及び貸付有価証券に係る担保金	29,641	31,473	4,315	4,582	9,277	9,850
デリバティブに係る差入担保金	(4,109)	(4,363)	10,059	10,681	(988)	(1,049)
未払費用、繰延収益及びその他の負債	(2,607)	(2,768)	1,312	1,393	(7,039)	(7,474)
支払税金、還付金控除後	(190)	(202)	(201)	(213)	(498)	(529)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(4,984)	(5,292)	36,502	38,758	11,963	12,702
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)						
子会社及び関連会社買収	(6)	(6)	(9)	(10)	(75)	(80)
子会社及び関連会社処分	32	34	214	227	307	326
有形固定資産購入	(466)	(495)	(228)	(242)	(541)	(574)
有形固定資産処分	125	133	9	10	242	257
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額	(4,523)	(4,803)	(6,380)	(6,774)	(25,631)	(27,215)

投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(4,838)	(5,137)	(6,393)	(6,788)	(25,698)	(27,286)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)						
マネー・マーケット・ペーパー発行 / (払戻)純額	(1,376)	(1,461)	7,020	7,454	4,459	4,735
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約に係る変動純額	(1,216)	(1,291)	(1,098)	(1,166)	(1,456)	(1,546)
株式発行	0	0	(113)	(120)	(113)	(120)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	35,762	37,972	40,154	42,636	78,418	83,264
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(41,088)	(43,627)	(37,623)	(39,948)	(77,497)	(82,286)
非支配持分増加	1	1	5	5	6	6
非支配持分に対する配当金支払 / 非支配持分の減少	(693)	(736)	(394)	(418)	(2,053)	(2,180)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(8,609)	(9,141)	7,951	8,442	1,764	1,873
為替変動による影響	(3,722)	(3,952)	(5,335)	(5,665)	(12,181)	(12,934)
現金及び現金同等物の増加 / (減少)純額	(22,153)	(23,522)	32,725	34,747	(24,151)	(25,644)
現金及び現金同等物期首残高	140,822	149,525	164,973	175,168	164,973	175,168
現金及び現金同等物期末残高	118,668	126,002	197,697	209,915	140,822	149,525
現金及び現金同等物の構成：						
現金及び中央銀行預け金	13,574	14,413	62,624	66,494	26,939	28,604
マネー・マーケット・ペーパー ¹	69,523	73,820	88,596	94,071	77,998	82,818
当初満期3ヶ月未満の銀行預け金 ²	35,572	37,770	46,478	49,350	35,885	38,103
合計	118,668	126,002	197,697	209,915	140,822	149,525

1 マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」、「担保差入トレーディング・ポートフォリオ資産」及び「売却可能金融投資」に計上されている。マネー・マーケット・ペーパーのキャッシュ・インフロー及びアウトフローは、現金及び現金同等物を構成することになるため、営業活動、投資活動又は財務活動として表示されない。

2 貸借対照表上の「銀行預け金」及び「デリバティブに係る差入担保金」に認識されたポジションを含む。

利息として支払われた現金は、2011年度及び2010年度の各上半期並びに2010年度通期においてそれぞれ5,338百万スイス・フラン及び7,328百万スイス・フラン並びに12,606百万スイス・フランであった。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

注記 1 会計の基礎

当行の連結財務書類（以下「財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン建てで表示されている。当財務書類はIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当中間財務書類の作成にあたっては、当行の2011年度第1四半期報告書における「財務情報」のセクションの「注記1 会計の基礎」に記載している変更を除いて、2010年12月31日現在及び同日をもって終了した事業年度に係る財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。公正価値測定及び評価手法の変更については、当行は四半期報告書における「財務情報」のセクションの「注記11 金融商品の公正価値」において補足的な情報を提供している。

当中間財務書類は監査を受けていない。経営者は、中間期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。当中間財務書類は、2010年度の当行の年次報告書に含まれている監査済財務書類とともに閲覧されるべきものである。

2011年度第2四半期に公表された新しい国際財務報告基準

IFRS第10号「連結財務書類」

2011年5月に、IASBはIFRS第10号「連結財務書類」を公表した。これは、SIC第12号「連結 特別目的事業体」における支配及び連結についての指針及びIAS第27号「連結及び個別財務書類」の一部を置き換えている。IFRS第10号は、支配を決定するための同一の基準が全ての企業に対して適用されるように、支配の定義を変更している。変更後の支配の定義は、支配が存在するためには、パワー及び変動リターンの両方を有する必要性に重点を置いている。パワーは、リターンに重要な影響を及ぼす活動を指示する現在の能力である。リターンは変動することから、プラスにもマイナスにも又はその両方になる可能性がある。支配を評価する3つ目の柱は、パワーと変動リターンの相互作用を考慮している。被投資企業を支配するために、投資企業は、被投資企業への関与から生ずるリターンに影響を及ぼすために、被投資企業に対してパワーを行使する能力も有していなければならない。パワーの決定は現在の事実及び状況に基づいており、継続的に評価される。議決権又は契約上の権利はパワーの証拠となり得たり、これら二つの組み合わせにより、投資企業がパワーを有することになったりする場合がある。パワーは行使されている必要はない。議決権の過半数を保有する投資企業は、制約等が無い場合にパワーの基準を満たしていることとなる。

当該基準はまた、評価が困難な場合における支配の決定を支援する追加的な指針も提供している。例えば、IFRS第10号は、最終決定権を有する企業が本人であるか又は代理人であるかを評価するための指針を取り入れている。本人である企業だけが支配を有することができる。

当行は現在、当該新基準の当行の財務書類に対する影響を評価している。強制適用の発効日は2013年1月1日であり、早期適用も認められている。

IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」

2011年5月に、IASBはIFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」を公表した。これによりIAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」及びSIC第13号「共同支配企業 共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」は廃止される。当該基準では、（現行の様に）ジョイント・アレンジメントの法的形式ではなく、その権利及び義務を重視することで、より実体に沿ってジョイント・アレンジメントを反映するようにしている。当該基準は、比例連結アプローチを廃止し、共同支配企業に対する持分を持分法にて会計処理することを求めることによって、ジョイント・アレンジメントの報告における矛盾点を解消している。

当行は、当該新基準が当行の財務書類に重要な影響を及ぼすと見込んでいない。強制適用の発効日は2013年1月1日であり、早期適用も認められている。

IFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」

2011年5月に、IASBはIFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」を公表した。この基準は、IFRS第10号「連結財務書類」及びIFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」の2つの新基準に基づいて報告する全ての企業

に対する新しい包括的な開示要件に係る指針を提供している。これは、IAS第28号「*関連会社に対する投資*」に含まれている現行の開示規定を置き換えるものである。当該基準は、子会社、関連会社、ジョイント・アレンジメント及び特に非連結のストラクチャード・エンティティに対する企業の持分に関連する、性質、リスク及び財務的影響を財務書類利用者が評価することができるような情報を企業に開示することを要求している。

当行は現在、当該新基準の当行の財務書類に対する影響を評価している。強制適用の発効日は2013年1月1日であり、早期適用も認められている。

IFRS第13号「公正価値測定」

2011年5月に、IASBはIFRS第13号「*公正価値測定*」を公表した。この基準により、IFRS及び米国GAAPを改善し、両基準のコンバージェンスを実施し、IASBと米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の主要なプロジェクトの1つが完了することとなる。新しい基準は、公正価値を定義し、公正価値の決定に関する指針を提供し、公正価値測定に関する一貫性のある開示規定を織り込んでいる。当該基準は、新しい公正価値測定を規定したわけでも、公正価値測定に対する実行可能性上の例外を排除したわけでもない。

IFRS第13号は、公正価値を、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却して受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格（すなわち、出口価格）として、初めて明確に定義することにより、整合性を高め複雑性を低減している。当該定義では、公正価値は市場に基づく測定値であって、企業固有の測定値ではないことを強調していることから、資産を保有する又は負債を決済又は遂行する企業の意図は、公正価値の測定にあたっては関連性がない。IFRS第13号は、特定の市場リスク又は契約相手先の信用リスクのポジションを相殺する金融資産グループ及び金融負債グループを保有し、いずれかのリスクに対する企業のネット・エクスポージャーに基づきこれらの保有を管理している報告企業に対して、基本的な公正価値の測定原則についての限定的な例外を認めている。この例外は、一定の要件が満たされる場合に、市場参加者によるネット・リスク・ポジションの価格決定方法と整合する方法で、報告企業が資産又は負債のネット・ポジションの公正価値を測定することを認めている。但し、当該新基準は、重要な観察不能なインプットを有する商品については取引初日の損益の認識を認めないIAS第39号の規定を保持している。

当行は現在、当該新基準の当行の財務書類に対する影響を評価している。強制適用の発効日は2013年1月1日であり、早期適用も認められている。

IAS第1号「財務書類の表示」

2011年6月に、IASBはIAS第1号（改訂）「*財務書類の表示*」を公表した。当該改訂基準は、その他の包括利益（以下「OCI」という。）においてその後の期間に純損益に振り替えられる可能性のある項目を、純損益に振り替えられる可能性のない項目から区別して表示することを要求している。また、当該改訂は、OCI項目と純損益項目は単一の計算書又は2つの連続した計算書のいずれかにおいて表示されなければならないとする現行の規定を再確認している。

当該改訂は、当行の現在のOCIポジションに影響を及ぼさない。IAS第19号（改訂）「*従業員給付*」及びIFRS第9号「*金融商品*」の適用日に、新しいOCIポジションがその後の期間に純損益に振り替えられない項目に追加される予定である。強制適用の発効日は2013年1月1日であり、早期適用も認められている。

IAS第19号（改訂）「従業員給付」

2011年6月に、IASBはIAS第19号（改訂）「*従業員給付*」を公表した。当該改訂基準は、確定給付債務の現在価値及び制度資産の公正価値の全ての測定上の変動をそれらが発生した期間において財務書類のOCIに即時認識することを要求している。コリドー・アプローチとして知られている利得及び損失の遅延認識の選択肢は廃止された。更に、改訂後の基準は、確定給付債務の測定に使用される割引率を用いて、確定給付負債（資産）の純額に係る利息の純額を計算することを求めている。これは、収益が年金基金の制度資産に係る長期の期待利回りとして貸方計上される場合における、制度資産に係る期待収益という現行の概念を排除している。この改訂基準はまた、確定給付制度の開示規定を強化し、確定給付制度の特性及びこれらの制度に加入することによって企業がさらされるリスクについてのより良い情報が提供されることになる。

当該改訂基準の適用の際、当行はOCIに未認識数理計算上の正味の差損（2010年12月31日現在、スイスの年金制度について30億スイス・フラン、国外の年金制度について12億スイス・フラン）を即時認識する予定である。

当行は現在、当該新基準が当行の財務書類に及ぼすその他の影響を評価している。強制適用の発効日は2013年1月1日であり、早期適用も認められている。

注記2 セグメント報告

報告セグメント間の取引は、内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引として実施され、各セグメントの業績に反映されている。収益分配契約は、外部顧客収益をセグメントに配分するために使用され、費用配分契約はセグメント間の分担費用を配分するために使用されている。

	ウェルス・マネジメント& スイス・バンク	ウェルス・マネジメント アメリカズ	グローバル・アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポ レート・ センター ¹	UBS
単位：百万スイス・フラン	ウェルス・ マネジメント	リテール& コーポレート				
2011年6月30日に終了した6ヶ月間						
受取利息純額	978	1,165	333	(13)	790	3,221
受取利息以外	2,806	780	2,298	953	5,244	12,275
収益 ²	3,784	1,945	2,631	940	6,034	15,496
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	11	(7)	0	0	15	19
営業収益合計	3,795	1,939	2,631	940	6,050	15,515
人件費	1,663	839	1,933	495	3,387	8,332
一般管理費	580	430	382	194	1,254	2,896
他の事業部門(に対する)/ からのサービス	153	(221)	(4)	(1)	71	0
有形固定資産減価償却費	77	66	45	19	111	352
無形資産償却費	3	0	24	3	15	46
営業費用合計	2,477	1,114	2,380	709	4,839	11,626
継続事業からの税引前業績	1,318	824	252	231	1,211	3,889
非継続事業からの税引前業績					0	0
税引前業績	1,318	824	252	231	1,211	3,889
継続事業に係る税金費用/(税務上の 便益)						803
非継続事業に係る税金費用/(税務上の 便益)						0
純利益						3,087
2011年6月30日現在						
資産合計 ³	93,674	145,107	45,347	14,481	902,443	1,236,770

- 1 事業部門への一定の費用配分は、定期的に合意される定額料金に基づき、この料金が月次で事業部門へ費用計上されている。この処理により、実際に発生したコーポレート・センターの費用と事業部門へ計上されている費用との間に相違が生じる可能性がある。
- 2 当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。
- 3 セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。

報告セグメント間の取引は、内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引として実施され、各セグメントの業績に反映されている。収益分配契約は、外部顧客収益をセグメントに配分するために使用され、費用配分契約はセグメント間の分担費用を配分するために使用されている。

	ウェルス・マネジメント& スイス・バンク	ウェルス・マネジメント アメリカズ	グローバル・アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポレ ート・セン ター ¹	UBS
単位：百万スイス・フラン	ウェルス・ マネジメント	リテール& コーポレート				
2010年6月30日に終了した6ヶ月間						
受取利息純額	842	1,213	346	(4)	1,011	2,911
受取利息以外	2,953	765	2,502	1,047	6,906	15,216
収益 ²	3,794	1,977	2,847	1,043	7,918	18,127

貸倒引当金(繰入額)/戻入額	0	(5)	0	0	73	0	68
営業収益合計	3,795	1,973	2,847	1,043	7,990	547	18,195
人件費	1,578	813	2,192	576	3,992	14	9,166
一般管理費	551	403	560	193	1,291	59	3,057
他の事業部門(に対する)/ からのサービス	219	(255)	(7)	(5)	40	8	0
有形固定資産減価償却費	85	74	125	22	145	40	491
無形資産償却費	7	0	29	4	18	0	58
営業費用合計	2,440	1,034	2,899	789	5,487	122	12,772
継続事業からの税引前業績	1,354	938	(52)	254	2,504	425	5,424
非継続事業からの税引前業績						2	2
税引前業績	1,354	938	(52)	254	2,504	427	5,425
継続事業に係る税金費用/(税務上の 便益)							914
非継続事業に係る税金費用/(税務上の 便益)							0
純利益							4,511

2010年12月31日現在

資産合計 ³	94,056	153,101	50,071	15,894	966,945	37,180	1,317,247
-------------------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	-----------

- 1 事業部門への一定の費用配分は、定期的に合意される定額料金に基づき、この料金が月次で事業部門へ費用計上されている。この処理により、実際に発生したコーポレート・センターの費用と事業部門へ計上されている費用との間に相違が生じる可能性がある。
- 2 当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。
- 3 セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

下記の表「事業活動別内訳」では、受取利息純額及びトレーディング収益純額をそれが生じる事業活動別に分析している。トレーディング事業からの純利益は、貸出業務を含むインベストメント・バンクから発生する受取利息とトレーディング収益の両方並びにその他の事業部門から発生するトレーディング収益を含んでいる。マージン業務からの純利益は、ウェルス・マネジメント&スイス・バンク及びウェルス・マネジメント・アメリカズのローン・ポートフォリオからの受取利息から構成されている。財務活動及びその他からの純利益は、当グループの集約化された財務部門からの全収益を反映している。

	2011年 6月30日 終了四半期	2011年 3月31日 終了四半期	2010年 6月30日 終了四半期	対2011年 第1四半期 変化率	対2010年 第2四半期 変化率	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
受取利息純額及びトレーディング 収益純額							
受取利息純額	1,440	1,781	1,093	(19)	32	3,221	2,911
トレーディング収益純額	1,724	2,203	3,450	(22)	(50)	3,928	5,818
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	3,164	3,985	4,543	(21)	(30)	7,149	8,729
事業活動別内訳							
トレーディング事業からの純利益 ¹	1,835	2,478	3,008	(26)	(39)	4,313	5,708
マージン業務からの純利益	1,191	1,209	1,166	(1)	2	2,400	2,285
資金業務及びその他からの純利益	138	298	369	(54)	(63)	436	736
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	3,164	3,985	4,543	(21)	(30)	7,149	8,729

受取利息純額							
受取利息							
貸出金及び前渡金に係る受取利息 ²	2,426	2,541	2,607	(5)	(7)	4,967	5,454
借入有価証券及びリバース・レボ契約に係る受取利息	468	386	373	21	25	854	670
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	1,751	1,450	1,658	21	6	3,201	3,153
公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息	51	56	65	(9)	(22)	107	130
売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金	184	145	161	27	14	329	255
合計	4,880	4,578	4,864	7	0	9,457	9,661
支払利息							
銀行及び顧客預り金への支払利息 ³	527	470	520	12	1	997	1,011
貸付有価証券及びレボ契約に係る支払利息	424	283	397	50	7	708	662
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息及び支払配当金	1,300	699	1,476	86	(12)	1,999	2,309
公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息	497	571	580	(13)	(14)	1,069	1,168
社債利息	691	773	799	(11)	(14)	1,464	1,599
合計	3,440	2,796	3,771	23	(9)	6,236	6,751
受取利息純額	1,440	1,781	1,093	(19)	32	3,221	2,911

- 1 インベストメント・バンクの貸出業務を含む。
- 2 デリバティブの現金担保債権に係る受取利息を含む。
- 3 デリバティブの現金担保債務に係る支払利息を含む。

利息には、外貨建て貸出金及び預金に係る短期金利リスクを管理するために用いる通貨スワップのフォワード・ポイントが含まれている。

	2011年 6月30日 終了四半期	2011年 3月31日 終了四半期	2010年 6月30日 終了四半期	対2011年 第1四半期 変化率	対2010年 第2四半期 変化率	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
トレーディング収益純額 ¹							
インベストメント・バンクの株式	925	611	1,251	51	(26)	1,535	1,835
インベストメント・バンクの債券、 通貨及びコモディティ	408	1,025	1,401	(60)	(71)	1,433	2,350
その他の事業部門	392	568	799	(31)	(51)	959	1,633
トレーディング収益純額	1,724	2,203	3,450	(22)	(50)	3,928	5,818
内、公正価値での測定を指定された 金融負債からの純利得/(損失) ²	1,087	(574)	4,535		(76)	513	5,333

- 1 トレーディング事業からの純利益については、前頁（訳者注：原文の頁）の「受取利息純額及びトレーディング収益純額」の表を参照（説明については、関連する序文コメントを参照）。
- 2 公正価値での測定を指定された金融負債は、デリバティブ及びその他の商品（その公正価値の変動もまたトレーディング収益純額に報告される。）によりその大部分が経済的にヘッジされている。自己クレジットの詳細については「注記11b 金融商品の公正価値」を参照。

2011年度第2四半期のトレーディング収益純額には、モノラインの信用プロテクションに係る信用評価調整66百万スイス・フランの利得(2011年度第1四半期に128百万スイス・フランの利得及び2010年度第2四半期に105百万スイス・フランの損失)が含まれている。

モノラインへのエクスポージャーについての詳細は当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション。以下同じ。）を参照。

2011年度第2四半期のトレーディング収益純額には、SNBスタブファンドの株式を取得する当行のオプションの評価による13百万スイス・フランの利得（2011年度第1四半期に192百万スイス・フランの利得及び2010年度第2四半期に68百万スイス・フランの利得）が含まれている。

SNBスタブファンドの株式を取得する当行のオプションの評価についての詳細は当報告書の「リスク管理及び統制」のセクションを参照。

注記4 受取報酬及び手数料純額

	2011年 6月30日 終了四半期	2011年 3月31日 終了四半期	2010年 6月30日 終了四半期	対2011年 第1四半期 変化率	対2010年 第2四半期 変化率	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
株式引受報酬	197	189	236	4	(17)	386	508
債券引受報酬	157	166	165	(5)	(5)	323	364
引受報酬合計	355	355	402	0	(12)	710	872
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	240	276	163	(13)	47	516	366
仲介報酬	1,004	1,271	1,384	(21)	(27)	2,275	2,664
投資信託報酬	927	966	1,012	(4)	(8)	1,893	2,024
ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬	1,394	1,454	1,538	(4)	(9)	2,848	3,057
保険関連及びその他の報酬	94	103	92	(9)	2	197	184
有価証券取引及び投資活動に係る報酬合計	4,014	4,425	4,590	(9)	(13)	8,439	9,168
信用関連報酬及び手数料	108	118	116	(8)	(7)	226	226
その他のサービスからの手数料	212	198	219	7	(3)	410	429
受取報酬及び手数料合計	4,334	4,741	4,925	(9)	(12)	9,075	9,823
支払仲介手数料	232	260	309	(11)	(25)	492	581
その他	223	241	251	(7)	(11)	464	504
支払報酬及び手数料合計	455	501	559	(9)	(19)	956	1,085
受取報酬及び手数料純額	3,879	4,240	4,366	(9)	(11)	8,119	8,738
内、仲介報酬純額	772	1,011	1,075	(24)	(28)	1,782	2,083

注記5 その他の収益

	2011年 6月30日 終了四半期	2011年 3月31日 終了四半期	2010年 6月30日 終了四半期	対2011年 第1四半期 変化率	対2010年 第2四半期 変化率	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
関連会社及び子会社							
連結子会社処分純利得/(損失) ¹	(23)	2	16			(21)	(18)
関連会社投資処分純利得/(損失)	8	5	(2)	60		13	179
関連会社の純利益に対する持分	12	10	16	20	(25)	22	50
合計	(3)	16	31			13	211
売却可能金融投資							
処分純利得/(損失)	54	26	39	108	38	80	86
減損損失	(1)	(4)	(24)	(75)	(96)	(5)	(50)
合計	53	22	15	141	253	75	37
不動産収益純額 ²	11	10	15	10	(27)	21	28
不動産投資純利得/(損失) ³	1	4	6	(75)	(83)	5	(4)
その他 ⁴	49	65	258	(25)	(81)	113	389
その他の収益合計	112	117	324	(4)	(65)	228	660

1 子会社の処分又は連結除外の際に資本から振り替えられた為替換算の金額を含む。

2 第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。

3 公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現及び実現利得/損失を含む。

4 貸出金及び債権並びに自己利用の不動産処分純利得/(損失)を含む。

注記6 人件費

	2011年 6月30日 終了四半期	2011年 3月31日 終了四半期	2010年 6月30日 終了四半期	対2011年 第1四半期 変化率	対2010年 第2四半期 変化率	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(%)	(%)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)
給与及び変動報酬	2,725	3,062	3,059	(11)	(11)	5,788	6,222
契約社員給与	57	58	52	(2)	10	114	105
社会保険	188	237	198	(21)	(5)	425	436
年金及びその他の退職後給付制度	188	181	175	4	7	369	367
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ¹	604	640	704	(6)	(14)	1,245	1,363
その他の人件費	163	228	457	(29)	(64)	391	673
人件費合計	3,925	4,407	4,645	(11)	(16)	8,332	9,166

1 ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定要件を条件とした報酬コミットメント及び採用時にファイナンシャル・アドバイザーに付与された前払金に関連する費用も含まれている。

注記7 一般管理費

	2011年 6月30日 終了四半期	2011年 3月31日 終了四半期	2010年 6月30日 終了四半期	対2011年 第1四半期 変化率	対2010年 第2四半期 変化率	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(%)	(%)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)
賃借料	258	283	322	(9)	(20)	541	656
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	106	113	135	(6)	(21)	220	267
通信及び郵送費	154	161	186	(4)	(17)	315	349
管理費	94	165	172	(43)	(45)	260	312
マーケティング及び広報費用	94	71	77	32	22	165	126
旅費及び交際費	123	112	121	10	2	236	219
専門家報酬	190	175	182	9	4	365	336
ITその他の業務の外部委託費用	290	293	260	(1)	12	583	476
訴訟及び規制上の問題 ¹	85	107	82	(21)	4	192	179
その他	12	8	102	50	(88)	20	136
一般管理費合計	1,408	1,488	1,638	(5)	(14)	2,896	3,057

1 損益計算書で認識された訴訟及び規制上の問題に対する引当金の純増加/取崩及び第三者からの回収が反映されている。

注記8 1株当たり利益(以下「EPS」という。)及び社外流通株式数

	2011年 6月30日 現在又は同日 終了四半期	2011年 3月31日 現在又は同日 終了四半期	2010年 6月30日 現在又は同日 終了四半期	対2011年 第1四半期 変化率	対2010年 第2四半期 変化率	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(%)	(%)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイ ス・フラン)
基本的利益							
UBS株主に帰属する純利益	1,015	1,807	2,005	(44)	(49)	2,822	4,207
継続事業	1,015	1,807	2,005	(44)	(49)	2,822	4,207
非継続事業	0	0	0			0	1
希薄化後利益							
UBS株主に帰属する純利益	1,015	1,807	2,005	(44)	(49)	2,822	4,207
控除：株式デリバティブ契約に 係る(利益)/損失	(3)	0	(8)		(63)	(2)	(5)
希薄化後EPS算定のためのUBS株 主に帰属する純利益	1,012	1,807	1,997	(44)	(49)	2,820	4,202

	1,012	1,807	1,997	(44)	(49)	2,820	4,202
	0	0	0			0	1
	(株)	(株)	(株)	(%)	(%)	(株)	(株)
加重平均社外流通株式数							
基本的EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,797,742,649	3,791,963,103	3,792,345,213	0	0	3,794,852,874	3,784,924,947
受給権未確定の発行済転換可能株式、イン・ザ・マネー・オプション及びワラントによる潜在的希薄化普通株式数 ¹	71,667,289	57,494,693	52,732,447	25	36	65,275,457	40,473,228
希薄化後EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,869,409,938	3,849,457,796	3,845,077,660	1	1	3,860,128,331	3,825,398,175
	(スイス・フラン)	(スイス・フラン)	(スイス・フラン)	(%)	(%)	(スイス・フラン)	(スイス・フラン)
1株当たり利益							
基本的	0.27	0.48	0.53	(44)	(49)	0.74	1.11
継続事業	0.27	0.48	0.53	(44)	(49)	0.74	1.11
非継続事業	0.00	0.00	0.00			0.00	0.00
希薄化後	0.26	0.47	0.52	(45)	(50)	0.73	1.10
継続事業	0.26	0.47	0.52	(45)	(50)	0.73	1.10
非継続事業	0.00	0.00	0.00			0.00	0.00
	(株)	(株)	(株)	(%)	(%)		

社外流通株式数							
発行済普通株式数	3,832,003,459	3,831,569,986	3,830,805,268	0	0		
自己株式数	64,152,608	28,390,053	38,372,475	126	67		
社外流通株式数	3,767,850,851	3,803,179,933	3,792,432,793	(1)	(1)		
転換可能株式数	567,965	573,823	605,827	(1)	(6)		
EPS算定のための社外流通株式数	3,768,418,816	3,803,753,756	3,793,038,620	(1)	(1)		

1 当該各期間においては希薄化されないが将来における1株当たり利益を潜在的に希薄化させる可能性のあるアウト・オブ・ザ・マネー・オプションに係る社外流通株式相当数合計は、2011年6月30日、2011年3月31日及び2010年6月30日終了四半期において、それぞれ260,158,423株、235,649,014株及び279,710,549株であり、2011年6月30日及び2010年6月30日当期累計において、それぞれ259,248,144株及び281,133,697株であった。SNB取引に関連する追加の普通株式100百万株（「条件付株式発行」）は、すべての期間において希薄化効果はなかったが、将来において1株当たり利益を希薄化させる可能性がある。

注記9 法人所得税

当行は、2011年度第2四半期において、377百万スイス・フランの法人所得税費用純額を認識している。これには、スイスの税務上の繰越欠損金に関連してこれまで認識された繰延税金資産を当該四半期の課税所得と相殺するための償却分に対する繰延税金費用337百万スイス・フランが含まれている。これにはまた、当グループの事業体の課税所得に関連したその他の税金費用95百万スイス・フランが含まれている。これらの費用は、様々な拠点において税務当局と合意した前期のポジションにかかる引当金の取崩より生じた税務上の便益55百万スイス・フランにより一部相殺されている。

注記10 トレーディング・ポートフォリオ

単位：百万スイス・フラン	2011年6月30日	2011年3月31日	2010年12月31日
トレーディング・ポートフォリオ資産			
負債性商品			
政府及び政府機関	80,468	81,754	83,952
銀行	14,613	13,631	14,711
企業及びその他	36,837	38,700	35,647
負債性商品合計	131,918	134,085	134,310
資本性金融商品	57,831	64,884	57,506

ユニット連動型投資契約金融資産	17,220	18,596	18,056
トレーディング目的保有金融資産	206,968	217,566	209,873
貴金属及びその他のコモディティ	15,609	18,522	18,942
トレーディング・ポートフォリオ資産合計	222,578	236,088	228,815

トレーディング・ポートフォリオ負債			
負債性商品			
政府及び政府機関	26,977	31,313	29,628
銀行	2,550	2,674	3,107
企業及びその他	5,044	4,892	4,640
負債性商品合計	34,571	38,879	37,376
資本性金融商品	16,190	16,279	17,599
トレーディング・ポートフォリオ負債合計	50,761	55,158	54,975

注記11 金融商品の公正価値

a) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される全ての金融商品は、四半期末の時点で、当該商品の公正価値測定全体にとって重要性のあるインプットの内最下位のレベルのインプットに基づき、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルの内の1つのレベルに分類される。

- レベル1 - 活発な市場における同一の資産及び負債に関する（調整前の）相場価格
- レベル2 - 全ての重要なインプットが、直接又は間接的に市場で観察可能な場合の評価手法
- レベル3 - 観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを含む評価手法

市場相場価格又は評価手法による公正価値の決定¹

単位：十億スイス・フラン	2011年6月30日				2011年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング目的保有金融資産 ²	71.5	64.7	8.2	144.3	83.2	68.5	10.1	161.8
担保差入トレーディング目的保有金融資産	45.9	16.5	0.2	62.7	40.9	14.2	0.7	55.8
再調達価額 - 借方	3.0	321.5	10.7	335.2	3.2	344.1	11.3	358.6
公正価値での測定を指定された金融資産	0.7	6.5	0.9	8.1	0.7	7.2	0.6	8.5
売却可能金融投資	49.7	21.1	0.8	71.6	50.1	20.2	0.8	71.1
資産合計	170.8	430.3	20.8	621.9	178.1	454.2	23.5	655.8
トレーディング・ポートフォリオ負債	37.0	13.4	0.3	50.8	42.9	12.0	0.2	55.2
再調達価額 - 貸方	2.7	318.3	8.4	329.4	3.0	337.5	9.1	349.6
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	80.7	11.5	92.3	0.0	90.1	12.9	103.1
その他の負債 - ユニット連動型投資契約に基づく金額		17.2		17.2		18.6		18.6
負債合計	39.8	429.7	20.1	489.7	45.8	458.4	22.2	526.4

¹ 貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される区分された組込デリバティブは、この表から除外されている。2011年6月30日現在、区分された組込デリバティブの合計金額は貸借対照表の社債のポジションを6億スイス・フラン減少させている（2011年3月31日現在、12億スイス・フランの減少）。この減少は、レベル3に分類された商品において9億スイス・フランの再調達価額 - 貸方（2011年3月31日現在、14億スイス・フランの再調達価額 - 貸方）となり、レベル2に分類された商品において4億スイス・フランの再調達価額 - 借方（2011年3月31日現在、2億スイス・フランの再調達価額 - 借方）となったことによる。

² トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。

レベル3の商品の変動

単位：十億スイス・フラン	トレーディング目的保有金融資産（担保として差し入れられているものを含む。）	デリバティブ		公正価値での測定を指定された金融負債
		再調達価額 - 借方	再調達価額 - 貸方	
2010年12月31日現在残高	10.8	12.4	10.4	14.0
損益計算書に含まれる利得 / (損失) 合計	0.3	(0.7)	(0.2)	(0.1)
購入、売却、発行及び決済	(0.2)	(0.4)	(0.7)	(1.4)
購入	1.2	0.0	0.0	0.0
売却	(1.4)	0.0	0.0	0.0
発行	0.0	1.0	0.2	1.2
決済	0.0	(1.3)	(1.0)	(2.6)
レベル3への又は同レベルからの振替	0.1	0.2	(0.2)	0.2
レベル3への振替	1.7	0.9	0.9	2.1
レベル3からの振替	(1.6)	(0.7)	(1.1)	(1.9)
為替換算	(0.1)	(0.2)	(0.1)	0.1
2011年3月31日現在残高	10.8	11.3	9.1	12.9
損益計算書に含まれる利得 / (損失) 合計	0.0	0.1	0.1	0.0
購入、売却、発行及び決済	(0.8)	(0.5)	(0.6)	(0.5)
購入	1.2	0.0	0.0	0.0
売却	(2.0)	0.0	0.0	0.0
発行	0.0	0.3	0.4	1.7
決済	0.0	(0.9)	(1.0)	(2.2)
レベル3への又は同レベルからの振替	(1.0)	0.3	0.3	(0.4)
レベル3への振替	0.9	1.0	0.8	0.8
レベル3からの振替	(1.9)	(0.7)	(0.4)	(1.2)
為替換算	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.6)
2011年6月30日現在残高	8.4	10.7	8.4	11.5

レベル3の商品における重要な変動

2011年6月30日現在、主に市場で観察不能なインプットを使用した評価手法によって測定された金融商品（レベル3）には、以下が含まれていた。

- オーダーメイドの債務担保証券(以下「CDO」という。)及びローン担保証券(以下「CLO」という。)を含む、仕組金利及びクレジット取引
- リファレンス・リンク債
- 米国及びヨーロッパのサブプライム住宅市場及び米国商業用不動産市場に連動する金融商品
- 社債及び企業のクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)
- 貸付関連商品

トレーディング目的保有金融資産

レベル3へ及び同レベルから振り替えられたトレーディング目的保有金融資産は、それぞれ9億スイス・フラン及び19億スイス・フランであった。レベル3への振替額の内訳は、主に社債3億スイス・フラン、ヨーロッパの

住宅用不動産市場に連動する金融商品 2 億スイス・フラン、資産担保証券に連動する金融商品 1 億スイス・フラン及び学生ローンに連動する金融商品 1 億スイス・フランであった。これらには、公正価値を検証するための独立した価格情報がなかったためである。レベル 3 からの振替額の内訳は、主に社債 5 億スイス・フラン、貸付関連商品 5 億スイス・フラン、エクイティのポジション 3 億スイス・フラン、ソブリン債 2 億スイス・フラン及び米国の商業用不動産市場に連動する金融商品 2 億スイス・フランであった。これらの公正価値を検証するための独立した価格情報が入手できるようになったためである。

第 2 四半期に購入したレベル 3 のトレーディング目的保有金融資産は、12 億スイス・フランであった。購入額には、米国の商業用不動産市場に連動する金融商品 6 億スイス・フラン、貸付関連商品 4 億スイス・フラン及び社債 1 億スイス・フランが含まれている。

第 2 四半期におけるレベル 3 のトレーディング資産の売却額は、20 億スイス・フランであった。これには、貸付関連商品 10 億スイス・フラン、米国商業用不動産ローン 4 億スイス・フラン、社債 4 億スイス・フランが含まれていた。

デリバティブ

レベル 3 へ振り替えられたデリバティブには、再調達価額 - 借方 10 億スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方 8 億スイス・フランが含まれていた。レベル 3 からの振替額には、再調達価額 - 借方 7 億スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方 4 億スイス・フランが含まれていた。

レベル 3 への振替額のうち再調達価額 - 借方の内訳は、主に企業の CDS 4 億スイス・フラン（クレジット・カーブ及び回収率が検証できなかったため）、ストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 2 億スイス・フラン（保有するポートフォリオと市場データを個別に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関関係が低下したため。）、ストラクチャード・レート・ポジション 1 億スイス・フラン（ボラティリティが検証できなかったため）及びソブリン CDS 1 億スイス・フラン（クレジット・カーブが検証できなかったため）であった。レベル 3 への振替額のうち再調達価額 - 貸方の内訳は、主に企業の CDS 3 億スイス・フラン（クレジット・カーブ及び回収率が検証できなかったため）、ストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 2 億スイス・フラン（保有するポートフォリオと市場データを個別に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関関係が低下したため。）、ソブリン CDS 1 億スイス・フラン（クレジット・カーブが検証できなかったため）及びストラクチャード・レート・ポジション 1 億スイス・フラン（ボラティリティが検証できなかったため）であった。

レベル 3 からの振替額のうち再調達価額 - 借方の内訳は、ストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 3 億スイス・フラン（保有するポートフォリオと市場データを個別に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関関係が改善したため。）、米国の商業用不動産 CDS 2 億スイス・フラン（基礎となる独立した市場データの信頼性が高まったため）及びサブプライム住宅用モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の CDS 1 億スイス・フラン（基礎となる独立した市場データの信頼性が高まったため）であった。レベル 3 からの振替額のうち再調達価額 - 貸方の内訳は、主に米国の商業用不動産の CDS 2 億スイス・フラン（基礎となる独立した市場データの信頼性が高まったため）及びストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 1 億スイス・フラン（保有するポートフォリオと市場データを個別に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関関係が改善したため。）であった。

レベル 3 の再調達価額 - 借方の発行額は、3 億スイス・フランであった。これには、ストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 1 億スイス・フラン、企業の CDS 1 億スイス・フラン及びストラクチャード・レート・ポジション 1 億スイス・フランが含まれていた。レベル 3 の再調達価額 - 貸方の発行額は、4 億スイス・フランであった。これには、ストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 2 億スイス・フラン及び企業の CDS 1 億スイス・フランが含まれていた。

レベル 3 の再調達価額 - 借方の決済額は、9 億スイス・フランであった。この内訳は主に、ストラクチャード・レート・ポジション 3 億スイス・フラン及び米国の商業用不動産の CDS 2 億スイス・フラン、ストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 1 億スイス・フラン及び企業の CDS 1 億スイス・フランであった。レベル 3 の再調達価額 - 貸方の決済額は、10 億スイス・フランであった。この内訳は、主にストラクチャード・クレジットであるビスポーク型 CDO のポジション 3 億スイス・フラン、ストラクチャード・レート・ポジション 2 億スイス・フラン、米国の商業用不動産の CDS 2 億スイス・フラン及び貸付関連商品に関連する 1 億スイス・フランであった。

公正価値での測定を指定された金融負債

公正価値での測定を指定された金融負債のレベル3への振替額8億スイス・フランの内訳は主に、クレジット・リンク債6億スイス・フラン（組み込まれているCDSのクレジット・カーブ及び回収率を個別に検証できなかったため。）及びエクイティ・リンク債2億スイス・フラン（組み込まれているオプションのボラティリティを個別に検証できなかったため。）であった。

公正価値での測定を指定された金融負債のレベル3からの振替額は、12億スイス・フランであり、この内訳は、主にクレジット・リンク債4億スイス・フラン（組み込まれたCDSのクレジット・カーブ及び回収率を個別に検証できるようになったため。）、エクイティ・リンク債3億スイス・フラン、金利連動債3億スイス・フラン（組込オプションのボラティリティを個別に検証できるようになったため。）及びクレジット・リンク債2億スイス・フラン（基礎となる担保価格が検証できたため。）であった。

レベル3の公正価値での測定を指定された金融負債の発行額17億スイス・フランの内訳は、主に、エクイティ・リンク債7億スイス・フラン、クレジット・リンク債5億スイス・フラン及び金利連動債5億スイス・フランであった。レベル3の公正価値での測定を指定された金融負債の決済額は、22億スイス・フランであり、この内訳は主に、エクイティ・リンク債8億スイス・フラン、金利連動債8億スイス・フラン及び米国の商業用不動産の仕組債に関連する5億スイス・フランであった。

b) 評価についての情報

公正価値での測定を指定された金融負債の自己クレジット

自己クレジットの変動は、UBSの無担保資金調達商品を割引く単一の水準を提供する資金振替価格（以下「FTP」という。）のイールド・カーブに基づいて算定される。FTPのイールド・カーブは、公正価値での測定を指定された、無担保及び一部担保された資金調達取引の評価に使用するもので、関連する期間について、UBSのミディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）の価額水準を参照して設定される。FTPのイールド・スプレッドは、市場参加者がUBSのMTNを取得する際に要求するプレミアムを反映した信用リスクを表わすと考えられる。

四半期の金額は、当該四半期における変動額を表し、現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己クレジットの変動額は以下の2つの構成要素に分解することができる。(1)期間中の当行の信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び(2)「量的変動」の影響、すなわち、信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利の変動及び第三者が発行した参照商品の価値の変動）に起因する公正価値の変動額。開示される自己クレジットの金額は外国為替相場の変動による影響も反映される。

四半期中の自己クレジットの計算では、当初認識から現時点までの自己クレジットに係る外国為替相場の変動による取引高への影響を反映するように修正された。この修正により77百万スイス・フランの自己クレジット損失が計上された。当行の信用スプレッドの変動に影響を受けなくなったと識別された担保付の負債からも変動が生じていた。これにより、取引高に関連した自己クレジット損失が37百万スイス・フラン生じた。これらの修正は、四半期に拡大した自己の信用スプレッドから生じた自己クレジット利得による相殺額を上回った。但し、修正額114百万スイス・フランはインベストメント・バンクの税引前の業績及び当グループの純利益に影響を及ぼさなかった。

重要な評価の不確実性を有する金融商品に係る情報は当報告書の「リスク管理及び統制」のセクションを参照。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット

	現在又は終了期間			以下からの変動率		当期累計	
	2011年 6月30日	2011年 3月31日	2010年 6月30日	2011年 第1四半期	2010年 第2四半期	2011年 6月30日	2010年 6月30日
単位：百万スイス・フラン							
終了四半期の利得 / (損失) 合計	(25)	(133)	595	81		(158)	348
内、信用スプレッド関連のみ	90	(179)	649		(86)	(89)	565
現時点までの保有期間累計の利得	95	126	1,218	(25)	(92)		

c) 取引初日の損益の繰延

下記の表は、全ての重要なインプットが市場で観察可能とは限らない場合において、評価モデルを用いて公正価値が算定される金融商品を示している。かかる金融商品は当初、取引価格で認識されるが、当初認識時における

当該評価モデルから得られる価値は異なる場合がある。基本となるパラメーターが観察可能となった若しくは取引が手仕舞いとなった時点で又は適切な償却方法による場合のいずれかにおいて、取引初日の損益繰延額は損益に振り替えられトレーディング損益として認識される。下記の表は、期首及び期末時点における損益に未認識の当該差額の合計、並びに当該残高の変動（取引初日の損益繰延額の変動）を示している。

単位：百万スイス・フラン	2011年 6月30日	2011年 3月31日	2010年 6月30日
期首残高	493	565	596
新規取引に係る繰延利益/(損失)	113	34	50
損益計算書における認識済(利益)/損失	(65)	(97)	(80)
為替換算調整	(36)	(9)	12
期末残高	505	493	578

注記12 金融資産の分類変更

2008年度及び2009年度第1四半期において、分類変更日の公正価値がそれぞれ26十億スイス・フラン及び6億スイス・フランの金融資産が「トレーディング・ポートフォリオ資産」から「貸出金」に分類変更された。下記の表は、これらの金融資産の帳簿価額及び公正価値を示している。

トレーディング・ポートフォリオ資産の貸出金への分類変更

単位：十億スイス・フラン	2011年6月30日	2011年3月31日	2010年12月31日
帳簿価額	10.4	11.6	11.9
公正価値	10.6	11.9	12.1
プロフォーマの公正価値利得/(損失)	0.2	0.3	0.2

2011年度第2四半期に、帳簿価額及びプロフォーマの公正価値がそれぞれ12億スイス・フラン及び13億スイス・フラン減少した。当該減少の大半は、米ドルに対するスイス・フラン高及び売却に関連している。

下記の表は、商品種類別の想定元本、公正価値及び帳簿価額、並びに帳簿価額の想定元本に対する比率を表示している。

分類変更された資産

単位：十億スイス・フラン	2011年6月30日			
	想定元本	公正価値	帳簿価額	帳簿価額の想定元本に対する比率
米国学生ローン及び地方債オークション・レート証券	4.5	3.8	4.0	89%
モノラインにより保証されている資産	5.7	5.3	5.0	87%
レバレッジド・ファイナンス	0.5	0.4	0.4	76%
米国リファレンス・リンク債	0.3	0.2	0.2	68%
その他の資産	0.8	0.7	0.7	83%
合計(CMBS金利ストリップを除く。)	11.7	10.4	10.2	87%
CMBS金利ストリップ		0.2	0.2	
分類変更された資産合計	11.7	10.6	10.4	

下記の表は、分類変更された金融資産によるUBSの損益計算書への影響は示している。

分類変更された資産の損益計算書への影響

単位：百万スイス・フラン	2011年6月30日 終了四半期	2011年3月31日 終了四半期	2011年6月30日 当期累計
受取利息純額	110	147	257
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	18	7	25

その他の収益 ¹	23	27	50
税引前営業利益への影響額	150	181	332

1 分類変更された資産の処分に係る純利得を含む。

注記13 デリバティブ

単位：十億スイス・フラン	2011年6月30日				
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ¹	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ¹	その他の想定元本 ^{1,2}
デリバティブ					
金利契約	175	10,248	163	10,323	14,890
クレジット・デリバティブ契約	47	1,250	44	1,182	0
外国為替契約	90	3,140	97	2,945	10
株式/指数契約	17	227	19	258	30
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	5	46	5	41	77
金融資産の未決済の購入 ³	1	52	0	40	0
金融資産の未決済の売却 ³	0	45	1	27	0
IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ合計 ^{4,5}	335	15,009	329	14,817	15,007
自己資本比率規制に基づいた再調達価額のネットティング	(253)		(253)		
現金担保のネットティング	(31)		(23)		
自己資本比率規制に準拠したネットティングに基づいたデリバティブ合計 ⁶	51		53		

単位：十億スイス・フラン	2011年3月31日				
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ¹	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ¹	その他の想定元本 ^{1,2}
デリバティブ					
金利契約	175	10,093	162	10,137	14,880
クレジット・デリバティブ契約	51	1,315	48	1,220	0
外国為替契約	106	3,544	111	3,292	7
株式/指数契約	19	245	21	277	35
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	6	46	6	43	69
金融資産の未決済の購入 ³	0	53	0	43	0
金融資産の未決済の売却 ³	0	54	0	25	0
IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ合計 ^{4,5}	359	15,352	350	15,037	14,991
自己資本比率規制に基づいた再調達価額のネットティング	(270)		(270)		
現金担保のネットティング	(34)		(22)		
自己資本比率規制に準拠したネットティングに基づいたデリバティブ合計 ⁶	55		58		

2010年12月31日

単位：十億スイス・フラン	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ¹	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ¹	その他の想定 元本 ^{1,2}
デリバティブ					
金利契約	204	9,695	189	9,550	13,861
クレジット・デリバティブ契約	56	1,208	51	1,105	0
外国為替契約	113	3,326	123	3,228	9
株式 / 指数契約	22	206	24	239	29
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	6	39	6	33	41
金融資産の未決済の購入 ³	0	36	0	19	0
金融資産の未決済の売却 ³	0	35	0	13	0
IFRSに準拠したネットティングに基 づくデリバティブ合計 ^{4,5}	401	14,545	394	14,186	13,940
自己資本比率規制に基づいた再調 達価額のネットティング	(302)		(302)		
現金担保のネットティング	(37)		(24)		
自己資本比率規制に準拠したネッ ティングに基づいたデリバティブ 合計 ⁶	63		68		

- 貸借対照表上の再調達価額のネットティングの場合、ネットティングされるデリバティブの想定元本の合計は、そのデリバティブに関連する再調達価額純額 - 借方又は再調達価額純額 - 貸方に応じて表示される。
- これらのデリバティブから生じた債権は、当行の貸借対照表上、銀行預け金及び貸出金に10億スイス・フラン(2011年3月31日現在：11億スイス・フラン、2010年12月31日現在：7億スイス・フラン)認識されている。これらのデリバティブから生じた債務は、当行の貸借対照表上、銀行及び顧客預り金に21億スイス・フラン(2011年3月31日現在：32億スイス・フラン、2010年12月31日現在：27億スイス・フラン)認識されている。
- 売買した金融資産の約定日から決済日までの間の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。
- 国際財務報告基準に準拠したネットティングに基づく再調達価額、当行の2010年度年次報告書における「財務情報」のセクションの「注記23 デリバティブ及びヘッジ会計」を参照。
- 再調達価額 - 借方51億スイス・フラン(2011年3月31日現在：61億スイス・フラン、2010年12月31日現在：93億スイス・フラン)及び再調達価額 - 貸方54億スイス・フラン(2011年3月31日現在：64億スイス・フラン、2010年12月31日現在：95億スイス・フラン)の委託取引を含む。これらに対する想定元本は、著しく異なるリスク特性のため、上記の表には含まれていない。
- IFRSの連結の範囲に基づく、スイス連邦銀行法に準拠したネットティング契約(現金担保を含む。)の影響額を含む。

注記14 その他の資産及び負債

単位：百万スイス・フラン	2011年6月30日	2011年3月31日	2010年12月31日
その他の資産			
プライム・ブローカレッジ債権	12,997	13,942	16,395
前払年金費用	3,206	3,240	3,174
その他	2,983	3,489	3,112
その他の資産合計	19,186	20,670	22,681
その他の負債			
プライム・ブローカレッジ債務	37,289	37,199	36,383
ユニット・リンク投資契約未払額	17,319	18,693	18,125
当期及び繰延税金負債	550	727	847
引当金	1,483	1,685	1,704
その他	6,464	7,484	6,661

その他の負債合計	63,105	65,788	63,719
----------	--------	--------	--------

注記15 引当金及び偶発負債

a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレーショナル ・リスク ¹	訴訟及び規制上 の問題 ²	再編	条件付 請求権	その他 ³	引当金合計
2010年12月31日現在残高	56	618	281	130	619	1,704
損益計算書で認識された引当金の増加	11	122	2	6	11	151
損益計算書で認識された引当金の取崩	0	(14)	(17)	(29)	(5)	(64)
所定の目的に従って使用された引当金	(10)	(51)	(16)	(1)	(19)	(97)
原状回復費用資産計上額	0	0	0	0	(1)	(1)
振替	0	0	0	3	0	2
為替換算調整 / 割引の振戻し	(1)	(9)	0	2	(2)	(9)
2011年3月31日現在残高	56	666	250	110	603	1,685
損益計算書で認識された引当金の増加	19	111	0	4	44	178
損益計算書で認識された引当金の取崩	(5)	(19)	(14)	0	(11)	(49)
所定の目的に従って使用された引当金	(7)	(172)	(20)	(7)	(16)	(222)
原状回復費用資産計上額	0	0	0	0	(2)	(2)
振替	0	0	(1)	(2)	1	(2)
為替換算調整 / 割引の振戻し	(3)	(56)	(18)	(8)	(19)	(105)
2011年6月30日現在残高	59	530	197	97	600	1,483

- 1 保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。
- 2 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる訴訟が含まれる。さらに、本注記のセクションc)に記載されている、UBSが販売又は証券化した米国モーゲージ・ローンの買戻請求に関連して設定された引当金が含まれる。
- 3 リース物件改良費の原状回復費用、不利なリース契約に係る引当金、従業員給付（永年勤続報奨及び長期有給休暇）に係る引当金及びその他の項目を含む。

b) 訴訟及び規制上の問題

当行グループは、重要な訴訟リスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果、UBS（本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜さす。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に關与している。こうした訴訟は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、営業活動又は財務書類への影響を含め、その結果を予測し難いことが多い。一定の状況においては、たとえ違反行為を一切否定している場合でも、法的手続の費用や煩雑さを回避するため、費用対効果分析に基づき和解を結ぶこともある。法的助言を求めた上で、責任を問われる可能性が高いと経営者が判断し、金額を合理的に見積ることができる場合に限り、当グループは提訴に対して引当金を積んでいる。

2011年6月30日現在、一定の潜在的に重要な法的手続又は提訴のおそれがあった手続は下記のとおりである。場合によっては、投資家が潜在的エクスポージャーの規模を検討できるように、当行は、請求された損害賠償の金額、取引の規模又はその他の情報を提供している。現在設定している引当金の水準を超過して、特定の請求又は訴訟手続（流出の可能性がほとんどない場合を除く。）により発生し得る財務上の影響額を見積ることは不可能である。そのような見積りは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。多くの場合、これらの要素の組み合わせが当行による偶発負債の財務上の影響額の見積りを妨げている。当行はまた、そのような見積りがこれらの問題における当行の立場を著しく毀損する可能性があると考えている。

1) 地方債

2006年11月、UBS等は米国司法省（以下「DOJ」という。）反トラスト局及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）から罰則付召喚令状を受け取った。この令状は、地方債発行により調達した資金の投資及び関連するデリバティブ取引に関する情報を求めるものである。さらに、様々な州の司法長官が同様の情報を求める罰則付召

喚令状を発行した。また、連邦地方裁判所においてUBS及びその他の多数の企業に対する複数の推定上の集団訴訟が提起されている。2010年12月、3名の旧UBS従業員が反トラスト法違反に係る調査に関連して起訴された。2011年5月4日、会社はSEC、DOJ及び米国国税庁（以下「IRS」という。）及び州司法長官のグループとの和解を発表した。この和解により、UBSは、規制上、反トラスト法及び証券取引法上の問題を解決するために、合計で140.3百万米ドルを支払う予定である。当該集団訴訟は係属中であるが、約63百万米ドルの規制上の問題についての和解金が和解基金を通じて可能性のある請求者に支払可能となり、基金を通じた支払により集団訴訟で争われている金額の総額が減ることになる。

2) オークション・レート証券：UBSは、顧客へのオークション・レート証券(以下「ARS」という。)のマーケティング及び販売に関連して、並びにARSの入札及びARSの引受におけるUBSの役割及び参加に関連して、SECの調査及び州の規制措置の対象となった。UBSは、また、複数の推定上の集団訴訟、個別民事訴訟、及び仲裁において被告人となった。2008年2月中旬以降の当該有価証券の市場での混乱及び関連する入札の不成立の後、規制当局の措置及び調査並びに民事訴訟が発生した。2008年度末において、UBSと、SEC、ニューヨーク州司法長官（以下「NYAG」という。）及びマサチューセッツ州証券局との間で和解が成立した。これにより、UBSは、一定の各期間（その最終のものは、2010年6月30日に開始する。）内に資格を有する顧客からARSを買戻し、制裁金150百万米ドル(NYAGに対して75百万米ドル、その他の州に対して75百万米ドル)を支払う申し出に同意した。UBSの和解は、類似業種の規制当局との和解と概ね一致するものである。UBSは、すでに大半の州と和解し、残りの州との和解合意を完了するため作業を継続中である。これらの州との和解のために支払う制裁金は、2008年度に設定された引当金150百万米ドルが使用される。SECは、ARSの売買及び開示に関して、UBSに関連する個人を引き続き調査している。2010年度に、ARSの流動性の欠如による派生的損害を主張する原告が、仲裁人団により約80百万米ドルの認定を受けた。UBSは、当該認定の無効化を州裁判所に申立てたが、当該問題はその後和解した。UBSは、ARSに関連する顧客及び発行体による係属中のその他の仲裁又は訴訟による請求の対象となっている。

3) クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

米国でのクロスボーダー事業に関する問題の開示及び和解後、多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーの資産管理サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い要求を出した。UBSは、スイス連邦法及びその他の準拠法に基づく金融プライバシーの義務の制限を厳守した上でこれらの要求に協力している。

4) 信用危機関連問題

UBSは、信用危機並びに、とりわけモーゲージ関連証券及びその他の仕組取引やデリバティブに関連して、政府による多数の照会及び調査に対応しているところであり、また多数の訴訟、仲裁及び紛争に関与している。特に、SECは、2007年度第3四半期における債務担保証券（以下「CDO」という。）のスーパー・シニア・トランシェに関するUBSの評価、及び2008年度第4四半期における、IAS第39号の修正に従ったUBSによる金融資産の分類変更を調査している。UBSはSECに対して文書の提出及び証言を行っており、調査におけるSECへの協力を継続している。信用危機に関連する諸問題について、UBSは、様々な政府当局及び規制当局（スイス金融市場監督機構（以下「FINMA」という。）、英国金融庁（以下「FSA」という。）、SEC、米国金融取引業規制機構（以下「FINRA」という。）、金融危機調査委員会（以下「FCIC」という。）、ニューヨーク州司法長官及び米国司法省を含む。）と連絡をとり、照会に対応している。これらの問題は特に、UBSの()開示及び評価減、()格付会社との関わり、()モーゲージ関連商品のリスク管理、評価、組成及びマーケティング、並びに()他の発行体のための有価証券の売出における引受会社としての役割に関連していた。

5) リーマンの元本確保型債券

2007年3月から2008年9月まで、UBSは、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「リーマン」という。）が発行した、額面約1十億米ドルの仕組債を販売した。このうちの大部分は、債券からの収益は市場の指数又はその他の基準にある程度連動しているが、投資家の元本の一部又は全部は債券の発行体であるリーマンの無条件の債務であるという事実を反映して、「元本確保型債券」と称されていた。当該債券に係る目論見書に重大な誤解を招くおそれのある記述及び遺漏があったことを主張し、米国証券法に基づく請求を求める推定上の集団訴訟において、UBSは、他の被告とともに被告となっている。UBSは、多数の個人による民事訴訟及び顧客との仲裁事業（このうちの一部は、和解又は不利な判決となった。）においても被告となっており、ニューハンプシャー州の証券監督当局により提起された訴訟手続における被告であった。UBSは、当該債券のUBSの顧客への販

売に関する他の州の規制当局による調査に対応している。顧客による訴訟及び規制当局による調査は、主にUBSが当該債券のリスクを顧客に対して適切に開示していたか否かに関連している。2011年4月に、UBSはこれらの債券の販売に関してFINRAと和解に至った。これに従い、UBSは2.5百万米ドルの制裁金、約8.25百万米ドルの損害賠償金及び利息を米国のごく一部の投資家に対して支払うことで合意した。

6) 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

2002年から2007年ごろまで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)の実質的な引受会社及び発行体であった。UBSは、UBSが引き受けたか又は発行したRMBSの当初の額面金額約39十億米ドルに関連する多数の訴訟において、RMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟の大半は初期段階にある。多くは却下を申立てる段階より先には進展しておらず、一部は開示手続の様々な段階にある。これらの訴訟において争点となっているRMBSの当初額面のうち、約48億米ドルは、その売出時に、UBSの子会社が原資産のローン(大部分は第三者のオリジネーターから購入した。)を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った。これらの訴訟に関連するRMBSのうち残りの34十億米ドルについては、UBSを引受会社として、第三者による証券化によって発行された。これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、支払能力のある第三者である発行体又はオリジネーターに対してUBSが被った全ての損失又は負債についての求償権を有している。更に、RMBSの投資家に支払った保険金の回収を求めるRMBSの保険会社による3つの訴訟においてUBSは被告となっている。これらの保険会社は、UBS及びその他のRMBS引受会社が、RMBSの発行体による虚偽の表明及び不正を幫助したと主張し、エクイティ上及び契約上の代位弁済権を請求している。UBSは又、UBSがスポンサーとなっているRMBSの売出時に発行された有価証券2十億米ドルのUBSによる買戻しを要求する旨の連絡を特定の政府支援法人から受けた。

下記の「c) その他の偶発負債」で記載したように、UBSは、譲渡時に行った表示が著しく不正確であったことが判明した米国住宅用モーゲージ・ローンを買戻す契約上の義務も負っている。

7) UBSの開示に関連する請求

ニューヨーク州南部地区の米国地方裁判所において、UBS、多数の現・旧の取締役及び上級役員並びにUBSの2008年5月の株主割当発行の引受を行った特定の銀行(UBSセキュリティーズLLCを含む。)に対する推定上の併合集団訴訟が提起されている。この訴訟は、モーゲージ関連証券のUBSのポジション及び損失、オークション・レート証券のUBSのポジション及び損失並びに米国でのUBSのクロスボーダー事業に関するUBSの開示に関連する米国証券法違反を主張している。被告は、請求事項記載の欠如を理由として、訴えを却下する申立てを行った。UBS、多数の上級役員及び従業員並びにUBSの各種委員会は、UBS株式を購入したUBSの従業員退職所得保証法(以下「ERISA」という。)の下での2つの退職制度の現・旧加入者を代表して提起された、受託者義務違反に対する推定上の併合集団訴訟においても訴えられている。2011年3月、裁判所はERISAに関する訴えを退けた。原告は修正した訴状の提出許可を求めている。

8) マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズLLC(以下「BMIS」という。)の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、FINMA及びルクセンブルク金融監督委員会(以下「CSSF」という。)を含む、多数の規制当局による照会に対応してきた。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド(そのほぼ全ての資産はBMISに委託されている。)、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算されている。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、及びUBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。2009年2月から5月まで、UBS(ルクセンブルク)SAは、保管受託銀行としての責任に関するCSSFの非難に対応し、ルクセンブルクの保管受託銀行に適用される専門的基準に従ってインフラストラクチャー及び内部組織を整備していることについてCSSFの納得が得られるよう説明した。また、UBS(ルクセンブルク)SA及び一部の他のUBS子会社は、これらの調査において当事者として指名されていないが、ルクセンブルクの調査機関による照会に回答している。2009年12月及び2010年3月、当該ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人(UBSの現・旧従業員を含む。)に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユー

口である。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に訴訟を提起した。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年3月の裁判所の判決を不服として、上訴が申立てられた。米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業に対して請求を申立てている。1件目の請求は、2010年11月に関連するUBSの企業、ルクセンブルク及びオフショアのファンド並びに多数の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）を含む23の被告に対して申立てられた。全被告に対する請求総額は、最低2十億米ドルである。2件目の請求は、2010年12月に関連するUBSの企業及びルクセンブルクのファンドを含む16の被告に対して申立てられた。全被告に対する請求総額は、最低でも555百万米ドルになる。UBSは、これらの訴えの破産裁判所から連邦地方裁判所への移管を要望する申立てを行なっている。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。

9) ミラノ市及びその他のイタリアの公共事業体との取引

2009年1月、ミラノ市は、2005年の債券発行及び2005年から2007年にかけてミラノ市との間で行われた関連デリバティブ取引に関して、UBS リミテッド、UBSイタリア・エス・アイ・エム・エスピーエイ及びその他の国際的な銀行3行を相手に、民事訴訟を提起した。この主張は、関連するデリバティブについて同市が好ましくないと主張する条件で被った損害額を回収することを目的としている。もしくは、同市は当該銀行に生じたと主張される約88百万ユーロの隠匿された利益（内、UBSリミテッドは約16百万ユーロを受領したとされている。）を、最低でも150百万ユーロの損害賠償と併せて要求している。当該主張は、当該全ての銀行に対して連帯責任を求めている。当該訴訟は、当該銀行4行が、イタリアの裁判所の管轄権に異議を唱える申立てを、イタリア破産院に提起した後、現在のところ停止されている。さらに、UBSの現従業員2名及び旧従業員1名並びに他の銀行の従業員及び同市の旧役員及び同市の旧アドバイザーは、2005年のミラノ市の債券の発行並びに関連する特定のデリバティブ取引の実施及びその後の再編に関連する「加重詐欺」の主張について、刑事裁判に直面している。この主な主張は、UBSリミテッド及びその他の国際的な銀行が同市とのデリバティブ契約の締結による隠匿された利益及び/又は違法な利益を取得していたというものである。当該銀行は、主張された従業員の不正行為を回避する事業組織モデルの整備を怠ったことによる行政上の告発にも直面しており、これに対する制裁には、イタリアにおける業務制限が含まれるおそれがある。同市は、別途、これらの訴訟においてUBSリミテッド及びUBSの個人に対する損害賠償請求を申立てている。イタリアにおける他の公共事業体である取引相手先との多数の取引は、疑惑がもたれ、あるいは、法的手続並びに損害その他の賠償の請求の対象となっている。これらには、カラブリア州、トスカーナ州、ロンバルディア州及びラツィオ州並びにフローレンス市とのデリバティブ取引が含まれる。

UBS自体は、イタリアの公共事業体（上記の一部を含む。）との多数のデリバティブ取引に関連して、英国裁判所で訴訟手続を取り、UBSの行動の合法性について確認判決を得ようとしている。

10) HSH Nordbank AG(以下「HSH」という。)

HSHは、ノース・ストリート・レファレンスド・リンク債、2002-4リミテッド(以下「NS4」という。)として知られるシンセティックCDO取引においてHSHが取得した債券500百万米ドルに関連して、ニューヨーク州裁判所でUBSに対する訴訟を提起した。当該債券は、NS4の発行体とUBSとの間のクレジット・デフォルト・スワップを通じて社債及び資産担保証券の参照プールに連動していた。HSHは、UBSが当該取引におけるリスクについて故意に虚偽の表示を行い、「含み損」のある債券をHSHに販売し、特定のパラメーターの範囲内で参照プールの資産を組替える権利を悪用したことにより、HSHに損失を負わせて不適切に利益を得た、と主張している。HSHは、補償的損害賠償に判決前利息を加えた500百万米ドルを請求している。当該訴訟は、最初、2008年に申立てられた。2008年及び2009年に命令（裁判所は、HSHの主張及び懲罰的損害賠償請求の大半を却下し、後に、再訴答された特定の主張を却下する申立てを一部否認した。）が下された後、当該裁判において残る主張は、不正、契約違反及び誠実かつ公正な取扱いに関する黙示的な契約の違反に対するものである。両当事者は、裁判所による最新の一部却下命令について上訴しており、当該上訴に対する判決は下されていない。

11) Kommunale Wasserwerke Leipzig GmbH (以下「KWL」という。)

2006年及び2007年に、KWLは、UBSを含むスワップ契約相手先と一連のクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）取引を締結した。KWLとUBSの間のCDS契約（最後の契約はUBSにより2010年10月に解約された。）に基づき、純額合計約138百万米ドルがKWLからの支払期日を迎えたが支払われていない。2010年1月に、UBS

は、KWLとUBSとの間のスワップ取引は有効であり、KWLに対して拘束力がありかつ法的強制力を持つことを立証するため、英国裁判所からの様々な宣言を求めて、英国高等裁判所においてKWLに対する訴訟手続を取った。2010年10月、英国裁判所は、英国裁判所には管轄権があり審理を行う旨の裁定を下した。また、UBSは、KWLとの間の残りのCDSにつき早期解約することの正当性に関する宣言を求めて、さらに申立てを行った。KWLがこの決定に異議を唱えていたが、UBSが関係していない他の訴訟において欧州裁判所（以下「ECJ」という。）の最近の判決に照らして、英国裁判所において管轄権についての異議を継続する意向はないことを最近UBSに通知した。UBSが関与する2つの紛争は併合され、未清算の正味元本の合計に利息を加えた額をKWLから受け取る請求を含む内容に変更された民事訴訟が、現在、英国裁判所において提起される予定である。

2010年3月、KWLにはスワップ取引を締結する能力及び必要な内部承認がなく、銀行もその事実を知っていたというKWLの主張に基づき、KWLは当該取引が無効であり拘束力がないと主張して、ドイツのライプチヒにおいて、UBS及び当該契約に関与する他の銀行に対する訴訟手続を取った。KWLが英国における管轄権（上述のECJと同一の取り決めとなっている）に関する上訴を取り下げたため、ライプチヒ裁判所がUBS及びドイツの他の銀行のうちの1行に対するKWLの民事上の主張を退け、ドイツにおいてこれらの銀行のいずれに対しても民事上の主張がなされないことが期待されている。KWLによる第三者の銀行に対する訴訟手続が、この訴訟について管轄権を有するライプチヒ裁判所による仮決定の後に、ドイツ裁判所において進められている。

KWLとCDS取引を締結した他の2行は、UBSとバック・トゥ・バックのCDS取引を締結した。2010年4月に、UBSは、これらの取引に基づく当事者の義務に関する宣言を求めて、スワップ契約相手先である銀行に対して、英国高等裁判所において別個の訴訟手続を取った。バック・トゥ・バックのCDS取引は、その後2010年4月及び6月に解約された。当該取引に基づいて未決済であるとUBSが主張する金額の合計額は、約189百万米ドルに利息を加えたものである。これらの英国での訴訟手続も現在停止中である。

2011年1月に、UBS及びその他の銀行とのスワップ取引を含む一定のKWLの取引に関連して、KWLの旧マネージング・ディレクター及び2名のファイナンシャル・アドバイザーが有罪判決を受けた。

12) プエルトリコ

SECは、主に2008年及び2009年に、UBSアセット・マネジャーズ・オブ・プエルトリコが運用するクローズド・エンド型ファンドに関して、UBSの流通市場における売買及び関連する開示について調査している。2010年11月、SECはUBSの子会社2社に対して「Wells notice」を発行した。これは、この問題に関して同社に対する民事訴訟をSECが提起するようSEC職員が勧告を検討中であることを通知するものである。

13) LIBOR

SECを含むいくつかの政府機関、米国商品先物取引委員会、DOJ及びFSAが、LIBORの利率を決定する、英国銀行協会への提出資料に係る調査を実施している。当行は、当該調査が、一定の時点でのLIBORの利率を操作する、(特に)UBSによる不適切な試みがあったかどうか、自社のみで行ったのか又は他社とともに行ったのかに焦点を当てていると考えている。さらに、UBSは、類似の問題に関して日本の金融庁に情報を提供しよう命令を受けた。

UBSは最近、日本円LIBOR及びユーロ円LIBOR(東京銀行間取引金利)の提示に関する反トラスト法及び競争法の潜在的な違反に関連して、一定の管轄区の当局(DOJの反トラスト局を含む)から条件付の軽減措置及び条件付の免責が認められたことを通知された。この条件付の措置により、当行が継続して協力することを条件として、当行は、これらの当局に報告している問題に関連して、反トラスト法及び競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。但し、当行に認められた条件付の軽減措置及び条件付の免責は、政府機関が当行に対してその他の主張を行なうことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の軽減措置により、契約範囲での行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償でなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、当行がDOJの要求を満たし、裁判所が当該民事訴訟よりも当行の協力を優先することを条件として、これらの民事法上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。但し、条件付の軽減措置及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

LIBORに基づいてデリバティブ取引を行なう一部の当事者を代表した多くの推定上の集団訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して米国の連邦裁判所において提起されている。訴状は、様々な手法により、様々な市場において米ドルのLIBORレート及び米ドルLIBORに基づくデリバティブの市場操作が行なわれたと主張している。損害賠償請求が、米国商品取引法及び反トラスト法違反を含む様々な法的理論に則って主張されている。

c) その他の偶発負債

モーゲージ及びRMBSの販売に関連する請求

米国住宅用モーゲージ・ローン市場における危機に先立つ数年間に、当行は米国の住宅モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)の証券化のスポンサーとなり、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク(以下「UBS RESI」という。)は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、(関係会社を通じて)証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約80十億米ドルをRMBSに出資した。この期間において非公開で発行された米国RMBSの取引総額は、約3.9兆米ドルであった。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約19十億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間(このうち2006年から2008年において活発であった。)に米国住宅用モーゲージ・ローンを約15億米ドル組成し、このうち証券化されたものは半分を下回った。

UBSがRMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は多くの状況で関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、表明の違反の可能性は、UBSに対してローンの買戻し又はその他の救済を要求する権利を購入者に与えることもありうると、特定の機関購入者並びにモーゲージ・ローン及びRMBSの保険会社から通知されている。第2四半期において、ローンの買戻請求が増加している。UBSが受領した買戻請求及び2006年から2011年7月15日までのUBSの買戻し取引の要約が以下の表に示されている。

各年度のローン買戻請求 ローンの当初元本残高

百万米ドル	2006年から 2008年	2009年	2010年	2011年7月15日 まで	合計
ローン買戻実額又は合意額/UBS による全額支払	11.7	1.4	47.7		60.8
第三者のオリジネーターにより 直接解決された請求		1.1	20.4	0.4	21.9
訴訟において解決された請求	0.6	20.7			21.4
UBSに反論されたが契約相手先 により取り下げられていない請求		60.3	255.8	1.3	317.3
契約相手先により取り下げられ た請求 ¹	110.2	97.2	11.8	6.0	225.2
UBSにより見直された要求 ²		52.1	36.9	589.5	678.5
合計	122.5	232.8	372.5	597.2	1,325.1

1 UBSにより反論された後契約相手先が追及しなかった請求を含む。

2 2010年度に引当金が設定され現在調査中の当初元本残高合計20.6百万米ドルのローンを含む。

2011年度第2四半期末現在、当行の貸借対照表には、2006年から2011年にかけて受けたローンの買戻請求(当行が同意済みであるか又は未解決である件及び当行が通知を受けていてローンの買取請求が予想される件)から生じる損失の最善の見積りに基づく引当金87.5百万米ドルが反映されている。契約相手先は、現在の見積額が当初元本残高で900百万米ドルとなるローンの買取請求を行なう意向であるとUBSに通知したが、これらの請求の実施時期又は実施範囲は、いまだ明らかでない。予想されるローンの買取請求の提起及びそのような請求の解決の時期がともに不確実であるため、実際のローンの買戻し又は清算済のローンへの支払いに関連してこの引当金がいづ、どの程度取り崩されるかについてUBSもまた信頼性をもって見積ることができない。

UBSによる期末までの買取請求を解決するための支払は、借手に月次の支払額のオプションを与える清算済の変動金利モーゲージ(オプションARMローン)に対するものであった。これらの支払は、オプションARMローンの当初元本残高の約62%に相当する金額であった。他のローン種類に該当する割合は様々でありうると見込まれる。UBSが買戻しに同意した未清算のオプションARMローンに関して、UBSは精算済のローンの支払に使用されたものに類似する厳しいレートを予想している。買戻時の実際の損失は、問題となっているローンの買戻しの時点の見積額及び一定の場合には買戻し前の借り手による一部返済額又はサービサーによる前払額を反映する。時期及び市場の不確実性並びに過去の請求対象のローンと比較して将来の請求対象となるローンの性質が相違する

可能性により、将来の補償の率及び買戻しの際の損失割合を予測することは不可能である。

UBSがローンの買戻し又は虚偽の表明による損失の補償を請求される件の大半では、UBSは、関連するローンをUBSに売却する際に表明を提供した第三者のローンのオリジネーターに対する請求を主張することが可能である。ただし、これらの第三者の多くは支払不能であるか、又はすでに存在しない。当行は、2004年から2007年にかけてUBSが売却したか又は証券化したローンの当初元本残高の総額のうち、依然支払能力のある第三者のオリジネーターから購入したものは50%未満であると見積っている。2010年及び2011年に受けた買戻請求に対してUBSが既に支払った精算済のローンの当初元本残高の約60%相当額について、UBSはオリジネーターに対して補償又は買戻請求を主張している。当行の請求は少数しか解決しておらず、当行は未解決の請求に関する資産を一切認識していない。

当行は、将来の買戻請求の水準を信頼性をもって見積ることはできない。また、過去の同様の請求において反論が成功した割合が将来の成功の有効な指標となるかは不明である。当行は、そのような請求の時期も信頼性をもって見積ることはできない。

「b) 訴訟及び規制上の問題」ですすでに述べた通り、UBSは、RMBSの引受会社及び発行体としての役割に関連する訴訟又は提訴のおそれがある訴訟においても被告となっている。

注記16 貸借対照表上で認識されない金融商品

下記の表は保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

単位：百万スイス・フラン	2011年6月30日			2011年3月31日			2010年12月31日		
	総額	サブ・パーティシジョン	純額	総額	サブ・パーティシジョン	純額	総額	サブ・パーティシジョン	純額
保証									
信用保証及び類似商品	7,683	(321)	7,361	8,714	(402)	8,313	8,612	(401)	8,212
契約履行保証及び類似商品	3,222	(484)	2,738	3,260	(519)	2,741	3,362	(506)	2,856
信用状	4,681	(334)	4,347	5,204	(352)	4,853	4,561	(255)	4,306
保証合計	15,586	(1,139)	14,447	17,179	(1,272)	15,906	16,535	(1,162)	15,374
コミットメント									
貸出コミットメント	57,892	(1,077)	56,814	61,386	(1,378)	60,007	56,851	(1,475)	55,376
引受コミットメント	513	(277)	236	893	(544)	348	404	(196)	208
コミットメント合計	58,405	(1,354)	57,050	62,278	(1,923)	60,356	57,255	(1,671)	55,584
先日付スタートの取引¹									
リバース・レポ契約	55,902			54,459			39,036		
有価証券借入契約	456			262			454		
レポ契約	38,181			35,719			22,468		
有価証券貸付契約	0			23			0 ²		

¹ UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

² 2011年度第2四半期において、当行は、過去において開示した金額を783百万スイス・フラン修正した。

注記17 為替換算レート

下記の表は当行の国外企業の財務情報をスイス・フランに換算する際に使用した主な為替レートを示したものである。

	直物レート			平均レート				
	2011年 6月30日 現在	2011年 3月31日 現在	2010年 6月30日 現在	2011年 6月30日 終了四半期	2011年 3月31日 終了四半期	2010年 6月30日 終了四半期	2011年 6月30日 当期累計	2010年 6月30日 当期累計
1米ドル	0.84	0.92	1.08	0.85	0.93	1.10	0.89	1.08

1 ユーロ	1.22	1.30	1.32	1.24	1.29	1.40	1.26	1.42
1 英ポンド	1.35	1.47	1.61	1.39	1.49	1.65	1.45	1.64
100円	1.04	1.10	1.22	1.05	1.13	1.20	1.09	1.17

2【その他】

(1) 後発事象

2011年7月1日、UBSは取締役会がアクセル・ウェーバー氏を2012年5月3日の年次株主総会で選任する取締役の候補に指名する方針であることを発表した。取締役に出出された場合、同氏を非独立副会長に指名する予定である。就任から1年経過した2013年には、カスパー・フィリガー会長の後任となることが期待されている。

アクセル・ウェーバー氏（1957年生まれ）は2004年4月30日から2011年4月30日までドイツ連邦銀行の総裁を務めた。それ以前は経済理論と国際経済の教授として、ドイツ国内の様々な大学で教鞭を執った。また、同氏はフランクフルト・アム・マインの金融研究所（Center for Financial Studies）の所長を務め、デュイスブルク・エッセン大学およびコンスタンツ大学から名誉博士号を受けている。

2011年8月23日、UBSは2013年までに実施する年間約20億スイス・フランの経費削減策について2011年7月26日付の内容からの最新情報を発表した。経費削減策には、自然減や解雇による約3,500名の人員削減、さらに不動産の整理が含まれる。

UBSは経費削減策に関連して約550百万スイス・フランのリストラクチャリング費用を認識する見込みで、その内約450百万スイス・フランを2011年度後半に計上する予定である。この450百万スイス・フランのほぼすべてが2011年度第3四半期に認識される予定である。リストラクチャリング費用には人員削減（約400百万スイス・フラン）および不動産整理（約150百万スイス・フラン）の両方に関連した費用が織り込まれている。

(2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 . 中間財務書類」に掲載される財務書類に対する注記の「注記15 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

3【日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のユービーエス・エイ・ジー（以下「UBS」という。）の中間財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。従って、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された中間財務書類とは相違する部分がある。

主な相違点の要約は下記のとおりである。

(1) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引・その他の事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、グループが適用する会計原則に一致させるよう適切な修正が行われる。これは、連結財務書類に適用されている会計方針とは異なる会計方針を使用している関連会社及び共同支配の企業についても同様である。

日本では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号の当面の取扱い」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、2010年4月1日以後開始する事業年度から企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(2) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。支配とは、ある企業の活動から便益を得るために、当該企業の財務方針及び営業方針を左右する力であり、重要な影響力とは、投資先の財務方針及び営業方針を支配も共同支配もしていないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。

また、特別目的事業体（以下「SPE」という。）については、解釈指針委員会（以下「SIC」という。）解釈指針第12号「連結 特別目的事業体」により、企業とSPEとの実質的な関係が、企業によりSPEが支配されていることを示している場合には、その企業はSPEを連結しなければならない。この解釈指針に準拠してUBSはそのような事業体を連結している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配を有する会社の財務諸表は連結される。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定され、連結の対象となっていない。ただし、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、前述で連結対象とならない特別目的会社について、出資者等は、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が求められる。

(3) 企業結合

IFRSでは、2010年1月1日以降に完了した企業結合は、取得法を用いて会計処理されている。取得法の下では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を取得日公正価値で認識する。取得原価は、取得日公正価値で測定された、移転した資産、取得企業が被取得企業の旧所有者に対して負う負債及び取得企業により発行された資本性金融商品の合計である。取得関連費は発生時に費用処理される。

企業結合により移転された条件付対価は全て、取得日に公正価値で認識される。資産又は負債であるとみなされる条件付対価の公正価値のその後の変動は純損益で認識される。条件付対価が資本に分類される場合、資本において最終的に決済されるまで再測定されない。

2010年1月1日より前に完了した企業結合に関する会計処理は、以下の点において異なっていた。

- 取得に直接起因する取得費用は、取得原価の一部を形成していた。
- 条件付対価は、取得企業に現在の債務があり、経済的な流出が発生する可能性が高く、かつ信頼できる見積りが算定可能な場合においてのみ認識された。条件付対価のその後の修正はのれんの一部として認識された。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合からは、共同支配企業の形成を除き、パーチェス法のみが認められる。それ以前に実施された企業結合については、原則としてパーチェス法により会計処理され、一定の厳格な条件の下で持分の結合と識別される限られた場合のみ、持分プーリング法による会計処理が認められていた。企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。また、条件付取得対価の会計処理は、次のように行う。

- (1) 条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合には、当該対価の交付又は引渡しはが確定となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。
- (2) 条件付取得対価が特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しはが確定となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、次の処理を行う。
 - () 追加で交付可能となった条件付取得対価を、その時点の時価に基づき認識する。
 - () 企業結合日現在で交付している株式又は社債をその時点の時価に修正し、当該修正により生じた社債プレミアムの減少額又はディスカウントの増加額を将来にわたって定期的に償却する。

(4) 非支配持分

IFRSでは、2010年1月1日以降に完了した企業結合は、現在の所有持分であり、清算された場合に純資産に対する比例持分への権利を提供する、被取得企業に対する非支配持分は、公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産に対する比例持分のいずれかで測定される。非支配持分のその他の構成要素は全て取得日公正価値で測定される。2010年1月1日より前に完了した企業結合については、非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の一部として測定された。IAS第27号「連結及び個別財務書類」に基づき、非支配持分は連結貸借対照表上、資本に親会社持分とは別に表示される。連結損益計算書上で表示される「純利益」には「非支配持分に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が含まれる。「純利益」の後に「非支配持分に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が区分して開示される。

子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合から、少数株主持分は、連結貸借対照表の作成にあたっては、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。それ以前に実施された企業結合については、全面時価評価法によるほか、子会社の個別貸借対照表上の簿価純資産に少数株主持分割合を乗じて算出する方法（部分時価評価法）も認められていた。

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき、少数株主持分は純資産の部に計上される。連結損益計算書上では、少数株主損益は純利益前の個別項目として表示され、純利益には親会社の株主に帰属する純利益のみが含まれる。なお、企業会計基準第22号に従って、2010年4月1日以降開始する連結会計年度の期首より、連結損益計算書において少数株主損益調整前当期純利益の科目を表示することとなった。

支配を喪失しない子会社の親会社持分の変動は損益取引又はのれんとして会計処理される。

(5) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」適用（2010年4月1日以後実施される企業結合から適用）後も、すべてののれんは20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。

(6) ヘッジ会計

IFRSでは、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブに係る利得又は損失のうち非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法。）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法。）を適用できる。繰延ヘッジの場合、ヘッジ全体が有効とされたときは、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、繰延処理することができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の損益に計上する方法を採用することができる。

(7) 公正価値評価

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産及び負債（デリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として分類し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当

該金融資産の認識が中止されるまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。売却可能資産が、外貨建ての貨幣性金融商品（債券）である場合、為替レートの変動による利得又は損失は、純損益に認識しなければならない。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（取引初日の損益の繰延）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、売買目的有価証券が公正価値で測定され、公正価値の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような取引初日の損益を規定する基準はない。

(8) 金融保証

IFRSでは、純損益を通じて公正価値での測定を指定されない金融保証契約については、当初は公正価値で計上し、その後は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って決定される金額と、当初認識額から、適切な場合にはIAS第18号に従って認識した償却累計額を差し引いた後の金額とのいずれか高い方の金額で計上することを要求している。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(9) 投資不動産

UBSは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。

日本では、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に、取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。ただし、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から賃貸等不動産を保有している企業は、以下の事項を注記することが求められている。

- (a) 賃貸等不動産の概要
- (b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- (c) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- (d) 賃貸等不動産に関する損益

(10) 株式に基づく報酬

IFRSでは、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で、当該企業の現金又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBSは、付与日に算定された当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対

応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。現金決済型の株式報酬の会計基準はなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。

(11) 退職後給付

IFRSでは、確定給付型年金制度について、年金資産の公正価値と年金債務の現在価値の差額は、未認識の数理計算上の差異とともに貸借対照表の資産又は負債として認識される。数理計算上の差異の認識について、UBSは前期末現在における未認識数理計算上の損益純額が、a)前期末現在の確定給付債務の現在価値の10%とb)前期末現在の年金資産の公正価値の10%のいずれか大きい方の金額として定義されるコリドーを超過する場合、当該超過額を制度加入従業員の予想平均残存勤務期間にわたり損益計算書で認識している（コリドー・アプローチと称する）。過去勤務費用は、給付の権利が確定するまでの平均期間にわたり定額法によって費用として認識される。給付の権利が確定している範囲内では過去勤務費用を直ちに費用処理しなければならない。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。日本では、数理計算上の差異の認識に関して、前述のようなコリドー・アプローチは採用されていない。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

(12) 資産の減損

非金融資産の減損

IFRSでは、非金融資産は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の非金融資産は、各報告日に減損損失の戻入れの可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入れは認められない。

金融資産の減損

IFRSでは、金融資産（貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能資本性投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠である。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。売却可能資本性投資の減損損失の戻入れは認められず、その他のすべての金融商品の減損損失の戻入れは、損益計算書に認識される。

日本では、公正価値が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、償却原価で計上される金融資産（貸出金及び債権を除く。）の公正価値が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、当該資産の帳簿価額は公正価値まで減額される。

減損損失は当期の損失とし、減損損失の戻入れは認められない。

売却可能有価証券（その他有価証券）について、公正価値が取得原価を著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(13) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、企業が金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。

日本では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(14) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

(15) 遡及修正（会計方針の変更及び誤謬の訂正）

IFRSでは、会計方針の変更及び過年度の誤謬は、遡及的な修正再表示により訂正され、比較期間についての期首現在の貸借対照表の表示が追加的に求められる。

日本では、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従い、2011年4月1日以降開始する事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正による影響額は、原則として遡及的に反映される。それ以前は、過年度の財務諸表の遡及修正に関する会計基準はなく、会計方針の変更や誤謬の訂正による影響額は、それが生じた期間に反映されていた。

(16) 包括利益計算書

所有者との取引による資本の変動は全て「持分変動計算書」において表示され、為替換算、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び売却可能金融商品等の所有者以外の取引による資本の変動については「包括利益計算書」で表示される。

日本では、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」に従い、2011年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表より、包括利益及びその他の包括利益を連結財務諸表において表示することが求められる。それ以前は、包括利益計算書に関する会計基準はなく、純資産の部に直接計上される項目は株主資本等変動計算書において表示されていた。

(17) 金融資産の分類変更

IAS第39号に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBSIは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の区分から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、限られた状況（企業の経営者がトレーディング業務の廃止を決定した場合に、当該企業は売買目的として分類した有価証券をすべて、売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

第7 【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	2011年1月14日
有価証券届出書	2011年1月31日
有価証券届出書の訂正届出書	2011年2月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2011年2月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2011年2月22日
有価証券届出書	2011年3月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2011年3月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2011年3月24日
発行登録追補書類	2011年4月5日
有価証券報告書(2010年度)	2011年5月31日
訂正発行登録書	2011年5月31日
訂正発行登録書	2011年5月31日
有価証券届出書	2011年8月1日
発行登録追補書類	2011年8月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2011年8月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2011年8月24日
有価証券届出書	2011年9月7日
有価証券届出書	2011年9月7日
有価証券届出書	2011年9月7日
有価証券報告書(2010年度)の訂正報告書	2011年9月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

- 1 . 2013年7月25日満期 複数銘柄参照型 転換条項付（ノックイン観測短縮型・早期償還ステップダウン条項付）円建社債（株式会社東芝 株式会社みずほフィナンシャルグループ 日経225連動型上場投資信託）

A. 株式会社東芝

- (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社 東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号

- (2) 理由

当該会社の株式を含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

- (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成23年8月10日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,237,602,026株	東京、大阪、名古屋、ロンドンの各証券取引所 （東京、大阪、名古屋は市場第一部）	単元株式数 1,000株

B. 株式会社みずほフィナンシャルグループ

- (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社みずほフィナンシャルグループ 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

- (2) 理由

当該会社の株式を含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

- (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成23年8月15日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,900,570,430株	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所 （注）1 .	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株 （注）2 . 3 .

（注）1 . 米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場している。

2 . 普通株式の「発行済株式数（株）」には、平成23年8月1日から平成23年8月15日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれていない。

3 . 上記の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

C. 日経225連動型上場投資信託

(1) 対象ETFの発行会社の名称及び住所

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 対象ETFの開示を必要とする理由

対象ETFを含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報の開示を必要とする。

(3) 対象ETFについての詳細

種類： 証券投資信託の受益証券
受益権口数： 69,704,917口 (2011年9月1日現在)
上場金融商品取引所： 株式会社大阪証券取引所

2. 2011年12月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (シャープ株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

シャープ株式会社 大阪市阿倍野区長池町22番22号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額 (もしあれば) の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成23年8月3日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,110,699,887株	東京(市場第一部)、大阪(市場第一部)、名古屋(市場第一部)、福岡、札幌	単元株式数は1,000株

(注) 平成23年8月3日現在の「発行済株式数(株)」には、平成23年8月1日から平成23年8月3日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

3. 2012年8月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額 (もしあれば) の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成23年8月12日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,004,638,164株	東京・大阪・ニューヨーク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数は100株

(注) 1. 東京証券取引所及び大阪証券取引所については市場第一部に上場されている。

2. 「発行済株式数(株)」には、2011年8月に新株予約権の行使(旧商法にもとづき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれていない。

4. 2012年9月27日満期他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（株式会社荏原製作所）

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社荏原製作所 東京都大田区羽田旭町11番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成23年8月9日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	422,725,658株	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式。単元株式数は1,000株である。

（注1）「発行済株式数（株）」には、平成23年8月1日から平成23年8月9日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

（注2）平成23年6月30日に自己株式36,520,020株を消却している。

5. 2012年9月27日満期他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（日産自動車株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

日産自動車株式会社 横浜市神奈川区宝町2番地

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成23年8月3日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,520,715,112株	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株である。

（注）「発行済株式数（株）」には、平成23年8月1日から平成23年8月3日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

6. 2012年9月27日満期他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（ソニー株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社

による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成23年8月12日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,004,638,164株	東京・大阪・ニューヨーク・ ロンドン 各証券取引所	単元株式数は100株

（注） 1. 東京証券取引所及び大阪証券取引所については市場第一部に上場されている。

2. 「発行済株式数（株）」には、2011年8月に新株予約権の行使（旧商法にもとづき発行された転換社債の転換を含む。）により発行された株式数は含まれていない。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 2013年7月25日満期 複数銘柄参照型 転換条項付（ノックイン観測短縮型・早期償還ステップダウン条項付）円建社債（株式会社東芝 株式会社みずほフィナンシャルグループ 日経225連動型上場投資信託）

A. 株式会社東芝

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 四半期報告書
 事業年度 第173期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
 平成23年8月10日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書
 該当事項なし
- ハ. 訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社東芝 本店	東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

B. 株式会社みずほフィナンシャルグループ

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 四半期報告書
 事業年度 第10期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
 平成23年8月15日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書
 該当事項なし
- ハ. 訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社みずほフィナンシャルグループ 本店	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

株式会社東京証券取引所
株式会社大阪証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号

C. 日経225連動型上場投資信託

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
半期報告書
計算期間 (第10期中) (自 平成22年 7月 9日 至 平成23年 1月 8日)
平成23年 3月31日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
該当事項なし
- ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号

2. 2011年12月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (シャープ株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第118期第 1 四半期 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日)
平成23年 8月 3日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
該当事項なし
- ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
シャープ株式会社 本店	大阪市阿倍野区長池町22番22号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番 2 号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1
シャープ株式会社東京支社	千葉県美浜区中瀬一丁目 9 番地の 2

(注) 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、投資者の便宜のために備えるものである。

3. 2012年8月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第95期第 1 四半期 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日)

平成23年8月12日関東財務局長に提出

- 臨時報告書
該当事項なし
- 八 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府中央区北浜一丁目8番16号

4. 2012年9月27日満期他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（株式会社荏原製作所）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第147期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
平成23年8月9日関東財務局長に提出
- 臨時報告書
該当事項なし
- 八 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社荏原製作所 本社	東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所 大阪支社	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
株式会社荏原製作所 中部支社	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番20号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

5. 2012年9月27日満期他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（日産自動車株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第113期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
平成23年8月3日関東財務局長に提出
- 臨時報告書
該当事項なし
- 八 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
日産自動車株式会社 本店	横浜市神奈川区宝町2番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. 2012年9月27日満期他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（ソニー株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第95期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
平成23年8月12日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府中央区北浜一丁目8番16号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理 由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

- 2013年2月28日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
- 2013年4月18日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2013年6月24日満期円建東証REIT指数連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2013年7月24日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2013年12月24日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2014年1月30日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2014年1月30日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2014年6月19日満期 NZドル建早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債（満期償還額日経平均連動型）
- 2014年6月25日満期 米ドル建 日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2014年7月22日満期 米ドル建 早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債（満期償還額日経平均連動型）
- 2014年8月29日満期日経225ETF償還条項付 早期償還条項付 円建て社債

- 2. 上記各社債の満期償還額は、株価指数に連動し、かつ早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されない場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額 × （株価指数終値 ÷ 基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数及び東証REIT指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断さ

れる。

(2) 内 容

株価指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

東証REIT指数は、取引所に上場する不動産投資法人の不動産投資信託の時価総額の推移を示すために、株式会社東京証券取引所が算出する指数であり、取引所に上場する不動産投資信託全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数である。その計算方法は、算出対象銘柄ごとに「時価総額（指数用投資口数（取引所に上場する不動産投資信託全銘柄数に1.00を乗じたもの）に価格を乗じる）」を算出し、これを算出対象全銘柄で合計した「算出時の時価総額」を、「基準時の時価総額」で除した値に「基準値」を乗じる。よって、東証REIT指数の値は、円銭表示ではなく、指数化したポイント表示であり、表示単位は小数点以下第2位までとなっている。東証REIT指数の基準時は2003年3月31日であり、基準値は1,000である。東証REIT指数は、取引所が算出し、相場報道システムを通じて15秒単位で全国の証券会社、報道機関等へ配信されている。

なお、東証REIT指数の算出対象銘柄の増減や増資など、市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、指数の連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正される。新規上場、上場廃止又は整理銘柄への指定がこの場合に該当する。

2【当該指数等の推移】

次表は過去5年間及び当半期中の日経225指数及び東証REIT指数の最高・最低値を示したものである。

日経225指数

(単位：円)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
	最高	17,563.37	18,300.39	15,156.66	10,767.00	11,408.17
最低	14,045.53	14,669.85	6,994.90	7,021.28	8,796.45	

当半期中の月別 最高・最低値		2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月	2011年6月
	最高	10,620.57	10,891.60	10,768.43	9,849.74	10,017.47	9,849.69
最低	10,182.57	10,245.75	8,227.63	9,405.19	9,406.04	9,318.62	

2011年9月1日現在、日経225指数の終値は、9,060.80円であった。

東証REIT指数（終値ベース）

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
	最高	1,990.43	2,612.98	1,815.65	1,025.60	1,130.70
最低	1,535.61	1,774.18	704.46	720.96	873.28	

当半期中の月別 最高・最低値		2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月	2011年6月
	最高	1,156.46	1,122.70	1,110.38	1,073.33	1,079.89	1,060.80
最低	1,107.00	1,067.22	926.83	1,037.86	1,054.30	1,018.94	

2011年9月1日現在、東証REIT指数の終値は、987.25であった。